平成 31 年　予算審査特別委員会

1　開 催 期 日　　平成 31 年 3 月 7 日（木）　　午前 9 時 58 分から午後 2 時 33 分

2　開 催 場 所　　庁舎 5 階本会議場

3　出 席 委 員　　尾崎委員長、田辺副委員長
野村委員、島崎委員、橋本委員、稲田委員、藤田委員、大迫委員、
木村委員、小田島委員、坂本委員、川崎委員、鈴木委員、中川委員、
鶴谷委員、板垣委員、永井委員、山本委員、滝　委員

4　欠 席 委 員　　谷浦委員、國枝委員

5　委員外議員　　なし

6　市側出席者

企画財政部長	川村裕樹	総務部長	福島政則
市民環境部長	高橋直樹	災害復興・市民参加室長	米川鉄也
保健福祉部長	中屋　直	子育て支援部長	仲野邦廣
建設部長	駒形　智	経済部長	水口　真
会計室長	佐々木　伸	消防長	山崎克彦
企画課長	橋本征紀	政策広報課長	安田将人
財政課長	佐藤　亮	都市計画課長	平川一省
ボールパーク推進課長	柴　清文	ボールパーク施設課長	中垣和彦
総務課長	杉山正一	職員課長	佐藤直人
行政管理課長	安田寿文	秘書課長	福田　誠
税務課長	林　正明	危機管理課長	荒川　亨
市民課長	志村　敦	保険年金課長	渡辺広樹
子ども家庭課長	高橋陽子	建築課長	中島秀男
契約課長	及川浩司	会計課長	広田　律
教育部長	千葉直樹	教育部次長	佐藤直己
監査委員事務局長	川合隆典	監査委員事務局次長	棚田吉浩
消防本部次長	田埜裕司	消防署長	山口洋幸

総務課長	鈴木靖彦	予防課長	郷路忠明
警防課長	後藤英雄	消防1課長	小室秀治
救急指令課長	奥田克治		

総務担当主査	菊池亮多	管理担当主査	富島賢治
公共交通担当主査	塚田友二	財政・予算担当主査	亀山貴宏
緑・都市景観担当主査	川口芳幸	ボールパーク推進担当主査	杉原史惟
人事・服務担当主査	川又洋火	税務担当主査	藤嶋亮典
市民税担当主査	永坂隆之	資産税土地担当主査	澤井大輔
資産税家屋担当主査	但馬広宣	防災危機管理担当主査	中田貴文

7　事務局　　事務局長　藤木幹久　　議会担当主査　松本政樹
　　書　　記　永澤るみ子

8　傍聴者　　1名

9　案　　件　　議案第17号　平成31年度北広島市一般会計予算
　　議案第18号　平成31年度北広島市国民健康保険事業特別会計予算
　　議案第19号　平成31年度北広島市霊園事業特別会計予算
　　議案第20号　平成31年度北広島市介護保険特別会計予算
　　議案第21号　平成31年度北広島市後期高齢者医療特別会計予算
　　議案第22号　平成31年度北広島市水道事業会計予算
　　議案第23号　平成31年度北広島市下水道事業会計予算

議事の経過

尾崎委員長

皆さん、おはようございます。

開会前にお知らせいたします。谷浦浪子委員及び國枝秀信委員から、病気療養のため、本日の委員会を欠席する旨届け出がありました。

ただいまから予算審査特別委員会を開会いたします。

本日の日程は配付済みの審査方法等協議資料に記載のとおりであります。各委員にご協力をいただき、日程どおり審査を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

審査に入ります前に質疑の方法について確認をいたします。質疑は提出いただいた通告

にのっとり行っていただきます。回数は3回までといたします。質疑の順番は挙手いただき、委員長が指名した順といたします。総括質疑を行う場合には留保する必要がありますので、その旨を発言されますようお願いいたします。また簡潔な質疑、答弁をお願いいたします。

なお、傍聴の取り扱いについては申し合わせにより許可いたします。

議案第17号　平成31年度北広島市一般会計予算、

議案第18号　平成31年度北広島市国民健康保険事業特別会計予算、

議案第19号　平成31年度北広島市霊園事業特別会計予算、

議案第20号　平成31年度北広島市介護保険特別会計予算、

議案第21号　平成31年度北広島市後期高齢者医療特別会計予算、

議案第22号　平成31年度北広島市水道事業会計予算、

議案第23号　平成31年度北広島市下水道事業会計予算、

以上7件を一括して議題といたします。

初めに一般会計予算の歳入の質疑を行います。

田辺委員。

田辺委員

おはようございます。それでは、予算書の21ページの子ども・子育て支援臨時交付金についてです。5,871万3千円が計上されていますが、こちらは10月から始まる幼児教育の無償化のため、国が財政措置をされたものなのでしょうか。それで、今回は10月からとなると、10月から3月までということで半年分ということになるかと思うのですけれども、こちらは当市における無償化に係る費用に賄われるのでしょうか。また、十分足りるものなのかどうかということと、初年度は全額国が負担することになっていますが、次年度以降の見通しはどのようになっているのか、お伺いします。

尾崎委員長

佐藤財政課長。

佐藤財政課長

田辺委員のご質問にお答え申し上げます。子ども・子育て臨時交付金の関係でございます。本年10月に、田辺委員がおっしゃいますように、幼児教育の無償化施策の実施が予定されております。具体的には幼稚園、保育所、認定こども園などにおいて、3歳から5歳までは利用料が無償化、ゼロ歳から2歳までは住民非課税世帯を対象として無償化となるほか、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設などの利用料についても、一定の範囲で無償化となる予定であります。この無償化の実施に関しまして、市が徴収する利用料の減少などの新たな地方負担が発生する一方、無償化の財源手当とされている消費税率の引き上げ

による増収分については、地方消費税交付金として市町村に交付されるまでに一定の期間を要しまして、平成31年度は消費税改定に伴う地方の増収がほとんどないとされております。なので、全額国費でこの地方負担分を措置するため、子ども・子育て臨時交付金が創設されたものでございまして、本市につきましては、無償化による新たな地方負担、10月から3月までの地方負担を5,871万3千円と推計しまして、これを臨時交付金として予算計上しているところでございます。平成32年度以降につきましては、消費税率の改定の効果が平年度化されると見込まれていますことから、臨時交付金は廃止されまして、地方財政計画で措置されるとされておりまして、具体的には消費税率改定による地方消費税交付金の増収や地方交付税措置により対応がなされるものと考えております。以上でございます。

尾崎委員長

田辺委員。

田辺委員

わかりました。これは半年分の無償化に係る費用ということで理解しました。それで、ここで聞いていいのかちょっとわからないのですけれども、この無償化の対象となるのは、先ほどゼロ歳から2歳の非課税のところと3歳から5歳までの幼稚園、保育園、無認可ということでしたが、当市では何か対象外の施設とかというのはあるんでしょうか。それから、例えばファミリーサポートとか緊急サポートとか、地域のそういうベビーシッターも対象になるとホームページでは見たのですけれども、そういうような地域の援助活動も対象となるのかどうか、もしわかればお願いします。

尾崎委員長

高橋子ども家庭課長。

高橋子ども家庭課長

田辺委員の再質問にお答え申し上げます。無償化の内容でございますけれども、まず3歳から5歳の幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育所、企業主導型保育事業所、これは完全に無料になります。それから、ゼロ歳から2歳についても、先ほど財政課長が申し上げましたように、住民税非課税世帯については無料、それから幼稚園の預かりですね、幼稚園が終わった後に延長して預かるものですけれども、これにつきましても、保育の必要性の認定を受けた場合は、幼稚園に加えて、実態に応じて一定額まで無料となります。それから、今おっしゃっていました認可外保育施設の利用につきましては、3歳から5歳は、保育の必要性の認定を受けた場合、この場合は一定額まで無料ということになります。これにつきましては、一時預かりですとかファミリーサポートセンター事業等も含まれて

きます。それから、認可外保育施設利用のゼロ歳から2歳につきましても、保育所と同様に非課税世帯は一定額まで無料ということになります。それから、就学前の障がい児の発達支援を利用する場合、これにつきましても利用料は無料となります。この場合、幼稚園、保育所、認定こども園等と発達支援を併用する場合があるかと思いますけれども、この場合につきましては、ともに無償化ということで捉えております。以上です。

尾崎委員長

田辺委員。

田辺委員

ありがとうございます。無償化になった場合、需要が今以上に増えて、受け入れ体制のほうは十分と考えられているのか、今後の見通しについて最後にお伺いします。

尾崎委員長

高橋子ども家庭課長。

高橋子ども家庭課長

お答え申し上げます。今回の無償化の対象ですが、主に3歳から5歳が対象ということで、幼稚園、保育園含めて無償化になります。今、3歳、4歳、5歳の子たちというのは、おおむね、もう既に保育園か幼稚園のいずれかに、ほとんど95%以上の子が入所している状況でございますので、この無償化の影響を受けて、そこが、その年齢の子たちの入所が増えるということはそんなにはないと考えておりますけれども、無料になりますので、幼稚園の預かりを利用して、働く時間を長くする方はいるかもしれないと考えております。

尾崎委員長

藤田委員。

藤田委員

それでは、おはようございます。3点ほど簡潔にお聞きをしたいと思います。まず歳入、市税、16ページ、市長の市政執行方針におきまして、市税についての発言では、新たな企業の進出に伴う固定資産税の増などを中心として、市税全体で前年当初比2.8%増の77億4,211万5千円を見込んでおりますと、このような説明がありました。市税などのこの増加の内訳と今後の見通しについて、どうつかんでいるのか、詳しく解説をお願いしたいと思います。

それから2点目、これはページがありませんが、先ほど財政課長も発言がありました消費税が10月から上がりますが、2019年度はほとんど歳入に影響がないという、発言があ

りましたが、しからば翌年度はどのような形にこれは反映されてくるのかどうか、ちょっと見通しをお聞きしたいと思います。

それから3点目、今年度の予算編成で財政運営指針、これを市としてつくりました。以前の総務常任委員会でも発表されておりますが、これを見ますと4つの目標がありまして、目標1が経常収支比率90.6%以下、それから目標2、実質公債費比率5.0未満、将来負担比率100%未満、目標3が基金残高の長期的な目標37億円、積立額が毎年度1億7千万円、目標4が市債借入額毎年度10億円以内と、こういう財政運営指針を策定しておりますが、これに対して今年度の予算編成がどう反映されたのかをちょっと解説をしていただきたいと思います。また、前年度、30年度と比較して31年度はどうだったのかもあわせてお答えください。

尾崎委員長

林税務課長。

林税務課長

それでは、藤田委員のご質問にお答え申し上げます。私のほうからは、市税の増額部分と、それから今後の見通しの部分について答弁させていただきます。まず、市税の増額についてですが、まず固定資産税につきましては、主に家屋分と償却資産分に係り、企業立地促進条例による課税免除適用となっている4件について、免除期間の3年を経過または免除額上限の1億円を超え免除終了となることにより、通常の税額となるため、増加があるものです。このほか、家屋分につきましては、新増築分や新築軽減が終了することによる増加、また償却資産分につきましては、申告資産の増を見込んでおり、平成30年度当初予算比で2億4,210万6千円の増額を計上しております。次に、軽自動車税につきましては、平成27年の税制改正によりグリーン化特例が設けられ、軽自動車についても排ガス規制に適合しているなどの場合、初年度のみ税額が軽減される軽課や初年度検査から13年経過している車両については、年税額が上がる重課が適用されることとなりました。この軽課、重課の年税額につきましては、平成31年度においては、四輪の自家用自動車の例では、25%軽減の軽課適用で税額が8,100円から1万800円に、重課適用は税額7,200円から1万2,900円に変更となるものです。登録台数についてはほぼ横ばいでありますが、このように税額が変わるものがあることから186万2千円の増額を計上しております。また、軽自動車につきましては、10月から車の取得時に係る環境性能割が創設されることから、賦課に当たっての考え方に基づき424万3千円を計上しております。次に、市たばこ税につきましては、これまでの実績に基づき推計したたばこの販売本数が平成30年度の予算積算時より380万本ほど減少するものと見込んでおりますが、昨年の改正により、たばこ1千本当たりの税率が430円上がっていることから488万9千円の増額を計上しております。次に、入湯税ですが、実績から宿泊客が増えていることもあり、約8千人増と見込み58

万5千円の増額を計上しております。次に、都市計画税についてですが、主には家屋分に係り企業立地促進条例による課税免除終了分の増加のほか、新増築分などを含め1,138万5千円の増額を計上しております。

今後の見通しについてですが、市民税につきましては、短期的には制度改正により大きな控除がなく市民の課税所得の水準に大きい変動がないと仮定すると31年度予算ぐらいの数字で推移するものと考えてございます。あと、法人市民税につきましては、今年の10月1日以後に開始する事業年度分から法人税割の税率が12.1%から8.4%に下がるため、その影響が今後出てくるものと考えてございます。それと固定資産税、都市計画税につきましては、住宅、工場、事務所等の新築の状況次第では増額になるものと考えております。また、軽自動車税につきましては、全国的に車両の販売が好調ということもあり、販売状況に沿って伸びていくと見込んでおりますが、グリーン化特例などに基づく軽減税率対象の軽自動車への乗りかえが進みますと税額に影響がありますので、その点は注視していきたいと考えております。最後に、市たばこ税につきましては、今後も税率が上がることが確定しておりますため、販売本数に影響があるものと考えておりますが、たばこが嗜好品であることから、どの程度増減するか現時点では見通しの立たないところでございます。以上です。

尾崎委員長

佐藤財政課長。

佐藤財政課長

藤田委員の質問にお答え申し上げます。2点、まず消費税の改定の関係でございます。平成26年4月1日に消費税率5%から8%になりましたが、このときも今回と同様に26年度の地方消費税交付金はかなり少ない金額となっていました。それで、26年4月1日の5%から8%に改定をされたときの地方消費税交付金なのですけれども、26年度より以前のときは大体5億7千万円だったのが、最終的には11億7千万円となりまして、6億円の増、約2.1倍の交付額となったところでありますので、この伸び率を単純に参考にして算定しますと、今回の消費税率改定で平年度化された場合の交付額は、今より4億円の増、約1.3倍の交付額となると算定できますが、今回、食料品等にかかわる軽減税率の適用などもありますことから、実際には交付額は、この算定からもう少し少なくなるのではないかと考えております。

それと、財政運営指針の関係でございます。平成31年度につきましては、ボールパーク関連の事業費が大きくなりましたけれども、ボールパーク関連を除く市債の発行枠などについては、なるべく抑制を図って予算編成を行ったところでございます。状況についてでございますが、平成31年度予算における各種目標の状況につきましては、経常収支比率は5年後の目標値90.6%未満に対し、平成31年度の当初予算上では93.6%となっておりま

す。平成 29 年度の決算値が 92.6%でありますので、若干比率が高くなっているところでございます。次に、基金残高でございます。31 年度予算編成において、財源対策として財政調整基金、減債基金合わせて 5 億円の取り崩しを見込んだことなどによりまして、5 年後の目標額 37 億円に対し、平成 31 年度末の見込みでは、一般会計で約 8 億円、特別会計も含めると約 13 億円の見込みとなっております。次に、市債借入額につきましては、建設事業債の単年度の借り入れ目標 11 億円以内に対して 23 億 6,280 万円となっておりまして、ボールパーク構想に向けたインフラ整備の本格実施などに伴う市債借り入れが 11 億 1,340 万円となったことが大きな要因となっております。また、ボールパークを除いた建設事業債は 12 億 4,940 万円で、この中には期間限定で交付税措置があり有利な起債である公共施設等適正管理事業債や緊急防災・減災事業債が約 1 億 2,150 万円含まれておりまして、これらの活用を図ったことも借入額増加の一因となっております。最後に健全化判断比率でございます。31 年度予算におきましては、実質公債費比率は目標値 5.0%未満のところ 3.9%、将来負担比率は目標値 100%未満のところ 126.5%となる見込みとなっており、将来負担比率につきましては、先ほどご説明しました市債残高の増加や基金の減少などに伴い数値が上昇傾向にありますが、実質公債費比率は目標の範囲内の数値となっております。平成 30 年度と比べますと平成 31 年度の当初予算上においては目標値の中に入っている実質公債費比率などもありますが、基金の減少や将来負担比率の上昇も見られますので、今後、予算執行を進めていく中で市税を含めた一般財源の確保と経費の節減を図り、各種財政数値の改善に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

尾崎委員長

藤田委員。

藤田委員

丁寧な解説ありがとうございます。1 点だけ、財政運営指針について伺います。今回、ボールパークが決定ということで、また、それに伴っての予算編成で、過去にない大きな予算編成となり、財政運営指針からいくと、なかなか予定どおりにいっていないということが見受けられます。こういう中でありますけれども、今後の運営として、ひとつやっぱり財政運営指針というのは市民にも公表していますので、これをやっぱりきちんと見ている市民もおります。また、ボールパークを達成するには、大胆な決断と、また慎重な財政運営、両方求められるわけです。この辺のバランスが難しいとは思いますが、今後の財政運営の指針に対しての、1 つは、目標は目標だけれども現実はちょっと違いますということでは、やはりだんだん市民も不安になってくると思うのですが、今後の財政運営の進め方の方針について見解をお聞きして終わります。

尾崎委員長

佐藤財政課長。

佐藤財政課長

今後の財政運営の関係でございます。まず、財政運営指針を平成 29 年 10 月に策定した際には、まだボールパーク構想は決まっていなかったということで、これを織り込んでいないということがあります。なので、なかなかそれを織り込むと今の現状の財政運営指針では目標の達成値とかがやっぱりそごが出てくるということで、今後、ボールパーク関係の大型事業の見通しがもっと立ってくると思いますので、そうなった時点で、改めて財政状況や各種財政指標の推計をもう 1 回行いまして、適切な時期に財政運営指針の見直しが必要ではないかと考えております。財政運営につきましては、ボールパークの影響もあるのですが、今後も経費の節減に努めるとともに、ボールパークが来ることによる好影響の部分もありますので、そちらも見きわめながら、今後も堅実な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

尾崎委員長

山本委員。

山本委員

市民税については今回減少しておりますが、この減少要因と今年度の 30 年度の決算見込みの状況等について教えていただければと思います。

2 つ目は、この地方特例交付金という項目かどうか、1 つは、環境性能割の減収補填の関係で質問したいと思います。予算書では 16 ページに市税としてその軽自動車税の環境性能割合が 424 万 3 千円計上されているのですけれども、国のほうでは、軽自動車と自動車税の環境性能割合での臨時的な減少というのを見込んでいるということで、それに対する補填を交付金で措置するとなっているのですけれども、実際にこの市税で入ってくる 424 万 3 千円の部分と、その減収見込みとの関係というのがどうなっているのか、教えていただきたい。

それから 20 ページのほうでは、自動車取得税の交付金 4 千万円が減収になって、それに対する性能割の交付金が次の 9 款で 4 千万円措置されているということで、自動車税のほうはこれで措置されていると理解しているのですが、それでよいのかどうかと、実際の環境性能割の交付金については、臨時的な減収の措置ということで、来年度以降どのように措置されていくのかというのは示していただきたいと。それから、20 ページの 11 款のほうの地方特例交付金が一般的に特例交付金ということで 6,600 万円計上されていますが、これの内訳を教えていただきたいと思います。特に国では、3 カ年の防災等の緊急対策として、地方の単独事業に対して 3 千億円措置したということですけれども、当市での予算

の実態と、この交付金の項目なのかどうか不明なんですけれども、この緊急3カ年対策に対する交付金というのは、当市では受けているのかどうか教えていただきたいと思います。

尾崎委員長

林税務課長。

林税務課長

それでは、山本委員の質問にお答え申し上げます。私のほうからは、市税の市民税の部分についてご答弁申し上げます。市民税の収入決算見込みについてですが、個人市民税の部分につきましては約25億640万円、法人市民税につきましては約6億9,110万円になるものと見込んでございます。31年予算において30年度予算から減少するという部分の要因についてでございますが、個人市民税につきましては、主に平成31年度課税分から配偶者特別控除の適用範囲が広がることの影響により、平成30年度予算から3,376万9千円の減額となるものです。法人市民税につきましては、これまでの実績に基づき算定しているところですが、均等割分については増額となる見込みであるものの、法人税割分が減収となる見込みであり、法人税割分の減収が均等割分の増を上回ることから、平成30年度予算から1,853万5千円の減額になるものと考えてございます。以上でございます。

尾崎委員長

佐藤財政課長。

佐藤財政課長

私のほうから、環境性能割の関係、あと地方特例交付金、それと防災・減災、国土強靭化の関係につきましてご答弁申し上げます。まず、環境性能割関係でございます。山本委員もおっしゃいましたように、国は消費税率改定に伴う需要の平準化のため、10月から徴収予定の自動車税環境性能割、それと軽自動車税環境性能割を平成31年10月1日から32年9月30日まで臨時的に税率を1%軽減するとともに、この措置に伴う地方税の減収分については、地方特例交付金により全額国費で補填することとしております。31年度当初予算におきましては、本市で課税しています軽自動車分の環境性能割、これの減収見込みを約300万円と見込んでおります。それと国が徴収する自動車税環境性能割の分の交付金として今回4千万円を見ていますけれども、こちらについても減収の予定を1,700万円と見ていまして、合計2千万円が今回の臨時的な減税の分の減収分と見ていまして、その2千万円減収する分を地方特例交付金で交付されるものとして地方特例交付金6,600万円の中に入れております。なので、地方特例交付金につきましては、従来の住宅ローン減税分、これが4,600万円、それと今回の環境性能割関係の減収見込み額分、これが2千万円、合わせて6,600万円という内訳になっております。

それと、もう1つ、防災・減災、国土強靭化のための3カ年緊急対策の関係でございます。この緊急対策は、国が昨年12月に策定したものでございまして、道路、河川、上下水道、その他さまざまな重要インフラ等の機能維持のための事業が掲げられているところでございます。この緊急対策に関しましては、地方特例交付金としての地方への交付はありませんが、緊急対策に係る補助事業だとか充当率、交付税措置率の高い緊急自然災害防止対策事業債などの起債メニューが新たに設けられたところであります。この当初予算上では緊急対策を活用した事業は今のところ掲載しておりませんが、本市が実施する既存事業に対する緊急対策の適用や新たな防災・減災事業などの検討も考えられます。今後、国から示されます緊急対策の詳細な内容を検討しまして、適宜、制度の活用を図るよう関係部署に財政課から通知したところでございます。以上でございます。

尾崎委員長

山本委員。

山本委員

資産収入のところがちょっと抜けてしまっていたので、藤田委員の質問と重複しない財政運営指針の部分だけを質問したいと思います。先ほどの藤田委員への答弁でも、財政運営指針については、ボールパーク関連は見込んでいない平成29年10月の指針だということで、特に基金ですとか市債の問題については、かなり運営指針から乖離しているという状況があります。今のこれの見通しというところでの答弁でいくと、この運営指針の方向で行っていくためには、一般財源の削減なども考慮に入れているという話ですが、そうしますと、このボールパーク関連のさまざまな事業の増加によって一般財源のほうの事業費が削られてくるという形になってきますが、これについては、今までも議会答弁の中でもボールパーク関連の事業によって他の事業についての削減がないように努めていくと答弁されてきています。そういう意味では、財政運営指針に合わせるために、今、ボールパークの事業が膨らんでくるので一般財源を減らしてくるのは、これまでの財政運営の考え方からいって問題があるのではないかと思うのですけれども、その点について答弁願いたいと思います。

尾崎委員長

佐藤職員課長。

佐藤財政課長

山本委員の再質問にお答え申し上げます。財政運営指針、山本委員もおっしゃいますように、ボールパーク関連が入っていないということで、今の財政運営指針にはめ込むとすればなかなか厳しい状況になるというのは、先ほどもご答弁いたしました。それで今回、

ボールパークが来たことによる歳出上の影響と、あと好影響なども含めて、この前のボールパーク特別委員会でも推計を1回出しましたが、一般財源の削減というところも当然必要にはなってきますが、それは今の公共サービスを落とさない範囲でというのは再三答弁してきているところでございますので、そちらのほうも考慮しながら、財政運営指針については、今回、ボールパークという要因があったことによって、なかなか既存の運営指針にははまらないところが出てきますので、ボールパーク事業の内容が見えてきた段階でもう1回財政推計等々をして、運営指針の見直しをしてから、その目標値を新たに設定してそこにはめ込んでいくという作業が必要になってくると考えております。以上です。

尾崎委員長

稲田委員。

稲田委員

1点、質問させていただきます。予算書の23ページです。行政財産使用料というところです。137万1千円とあります。たばこの自動販売機がございますけれども、今後、設置の予定はあるのか、お伺いいたします。

尾崎委員長

杉山総務課長。

杉山総務課長

稲田委員のご質問にお答え申し上げます。たばこの自動販売機の今後の設置予定についてでありますが、現在、本年3月末まで設置を許可しているところであります。4月以降の設置につきましては、販売業者から申請があった場合は、申請内容ですとか利用状況等を確認の上、設置を許可するかどうか判断することとしております。以上であります。

尾崎委員長

稲田委員。

稲田委員

4月以降、販売をするかどうか決定するということですけれども、第2回の定例会で、昨年このことをお聞きしましたら、契約が切れるということでした。受動喫煙防止策等の状況を勘案しながら対応してまいりますというお答えをいただきました。今回、市長の市政執行方針にも受動喫煙防止策を継続して行うというお言葉をいただきましたし、世の中の状況も非常に変わっておりまして、東京オリンピックでは、たばこのない環境づくりを打ち出しました。それから各市町村も、子どもの健康を願って、受動喫煙のない環境づく

り、それは国の法律を上回った条例をいろいろと決めております。今、わからないというお話でしたが、では自販機を置くという可能性もあるということでしょうか。

尾崎委員長

杉山総務課長。

杉山総務課長

昨年改正されました健康増進法では､地方公共団体は国民や住民の健康を守る観点から、受動喫煙対策を総合的にかつ効果的に推進するよう努めなければならないとされているところであります。市庁舎におきましては、利用者が通常立ち入らない場所に喫煙所を設置しておりますので、自動販売機の設置と受動喫煙との影響というのは直ちにはつながらないものとは考えておりますが、設置するかどうかにつきましては、実際に申請があった後に検討してまいりたいと考えております。

尾崎委員長

以上で歳入の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休　憩　　午前 10 時 34 分

再　開　　午前 10 時 36 分

尾崎委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に歳出の議会費の質疑を行います。

議会費への通告はございません。議会費の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休　憩　　午前 10 時 36 分

再　開　　午前 10 時 38 分

尾崎委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に総務費のうち総務管理費の財政管理費、会計管理費、契約管理費、企画費の住み替え支援事業、空き家流動化促進事業、子育て世代マイホーム購入サポート事業及びリユース住宅活用サポート事業を除く企画総務費、都市計画調査費、広報費、交通対策費のうち生活バス路線確保対策事業、バス等利用支援事業、統計調査費、公債費、諸支出金、予備

費、継続費、債務負担行為、地方債の質疑を行います。

田辺委員。

田辺委員

それでは、通告に従って何点か質問させていただきます。初めに、予算書の 71 ページ、説明のほうは 41 ページ、北広島団地イメージアップ事業についてお伺いします。今年度、委託費が約 50 万円となっていますけれども、この内容について今年度も何か啓発グッズというものを予算化されているのかどうか、お伺いします。それから、昨年、団地の愛称が「さんぽまち」というふうに決まりましたけれども、こちらの周知は、進んでいるのかどうかをお伺いします。

それから、予算書 73 ページ、説明書 45 ページです。シティセールス推進事業なのですけれども、こちらも多様なメディアを使ってということがありますけれども、これはこれまでと違うことを考えていらっしゃるのか、それをお伺いします。それから、企画運営作成委託は毎年この同じ会社にお願いしているのか、毎回入札とかコンペみたいな感じで内容を精査した上で選んでいるのかをお伺いします。それから、SNS の活用ということが書かれていますけれども、こちらはどのようなことを考えていらっしゃるのか、お伺いします。

続いて、予算書 77 ページ、説明書 25 ページです。緑の基本計画事業の策定のスケジュールと、今年度どういうことが進められていくのかお伺いします。そして、アンケートをすることを審議会の中で発言されていましたけれども、このアンケートの趣旨、目的はどのようなもので、策定手法というのはどういう形で行うのか、お伺いします。

それから、予算書 69 ページ、説明書 45 ページの総合計画推進事業についてです。代表質問のときにも大分内容をお聞きしたので、今回は今年度の委託の内容がどういうものかと、それから、策定スケジュールの中に、フォーラムということが載っていたのですけれども、これはどういうことを計画されているのか、お伺いします。

尾崎委員長

平川都市計画課長。

平川都市計画課長

それでは、田辺委員のご質問にお答え申し上げます。まず、緑の基本計画の策定に係る市民アンケートなどの趣旨についてお答え申し上げます。基本計画の策定手法についてでありますが、平成 31 年 4 月に北海道より市町村の緑の基本計画を策定する際の指針となる緑の基本方針が示されることとなっておりますことから、これらを踏まえ、本市の総合計画や都市計画マスタープラン、環境基本計画などと調整を図り、緑のまちづくり審議会で審議をいただきながら進めてまいりたいと考えているところであります。次に、アンケー

トの趣旨についてでございますが、平成 31 年度から始まる次期緑の基本計画策定へ向け、環境保全やレクリエーション、防災、景観形成など、緑の現況に対する考えやご意見を伺い、計画策定の参考にしたいと考えているところでございます。また、スケジュールということになりますけども、今年度、31 年度ということで考えておりますのが、アンケートの調整につきまして審議会で検討を進めていく予定としており、アンケートにつきましては 6 月ごろ発送、その後、さらに審議会等でアンケートの結果、今後の計画の策定に向けて議論をした中で、来年 1 月には骨子案を策定したいと考えております。以上であります。

尾崎委員長

安田政策広報課長。

安田政策広報課長

ご質問にお答え申し上げます。私のほうからは、シティセールス事業の関係でお答えをいたします。まず、イベントの運営委託の関係でございますけれども、こちらは、具体的には子育てフェスティバルというイベントが毎年ございまして、そちらにブースを出しております。こちらは、毎年同じところに、同じイベントでございますので、同じところと契約をしているところでございます。それから、SNS の活用ということでございますけれども、現在では、シティセールス用の SNS としましてはフェイスブック、それからインスタグラムを活用しております。今後につきましても、今のところ既存のコンテンツということで考えておりますが、もともと SNS の利用開始時にはテキストや静止画の投稿が一般的でありましたが、現在は動画の投稿なども増えていますので、来年度は計画的に写真や動画、そういったものを今年度よりも多く投稿して、魅力の発信に努めたいと考えてございます。また、SNS については、日々新しい機能が追加されておりますので、これらの機能の習熟を図りながら、来年度以降も利用者に伝わる投稿を心がけたいと考えております。以上でございます。

尾崎委員長

橋本企画課長。

橋本企画課長

田辺委員のご質問にお答え申し上げます。まず、北広島団地イメージアップ事業につきまして、委託の内容と広報、周知ということでのご質問ですけれども、まず委託につきましては、ふるさと祭りなどのイベントで配布する周知啓発物品といたしまして、うちわやステッカーなどの作成を予定しております。この「さんぽまち」につきましては、昨年 3 月に愛称を「さんぽまち」ということで決定をいたしましたけれども、それ以降、各種イベントにおいて、グッズの配布のほか、職員が自作をした「さんぽまちの唄」を発表する

など、愛称定着に向けた取り組みを進めてきております。この取り組みについては、地域の商店街においても団体の名称に「さんぽまち」を活用いただいているほか、住区においても回覧文書等へのロゴマーク、あるいは会報の名前に「さんぽまち」をつけていただくなど、その取り組みは少しずつ地域に広がっているということで感じております。今後につきましても、愛称の普及定着を図るため、引き続きイベント等を通じたPRに努めてまいりたいと考えております。

次に、総合計画推進事業ですけども、まず委託の内容につきましては、こちら本年度から2020年度までの債務負担行為による契約ということで進めておりますけれども、内容につきましては、次期総合計画の策定に当たり、市を取り巻く社会環境の変化や市民ニーズを的確に把握し、そうしたことを計画に反映させるために各種データの収集や分析、市民等を対象とした意識調査や会議の運営支援など、策定段階から取りまとめまでの各段階における業務の支援について、委託の内容とさせてもらっております。次に、スケジュールについてになります。今年度、各種調査を進めてきておりまして、今後ということで申し上げますと、まず、この3月下旬に市民懇話会の立ち上げを予定しております。2019年度につきましては、市民意識調査や懇話会等でいただいたご意見を参考に審議会での審議ということで移ってまいりますけども、2019年度は計画の素案を作成したりですとか原案作成ということを進めてまいりたいと思っております。この中においては地域への説明、意見交換というような機会も予定をしているところでございます。2020年度につきましては、基本構想ということでの検討が進められます。構想につきましては、議会において議決事件ということでなっておりますので、議会とも十分調整を図りながら進めてまいりたいと考えております。2020年度、2021年の1月になりますけれども、この時期に総合計画を決定したいということでスケジュールを組んでおります。最後にフォーラムの関係になりますけれども、こちらは、現在、2020年3月ということで予定しております。内容につきましては、これから新年度に入りましたら具体的な部分を検討いたしますけれども、これからのまちづくりについて考える機会となるよう、市民の皆様を対象とした内容について企画してまいりたいと考えております。

以上でございます。

尾崎委員長

田辺委員。

田辺委員

初めに、イメージアップ事業についてです。グッズは、今年度もうちわ、ステッカーを考えているということですけれども、これは毎年、つくったものは、ちゃんと残りがないよう利用されているのかお伺いします。それから、「さんぽまち」は、私も歌はすごくいいなと思って聞いているのですけれども、やっぱり「さんぽまち」という北広団地のイメ

ージというのは、恐らく団地内の魅力でありますトリムコースとか遊歩道など緑に囲まれて、車が入ることができない道、散歩しやすい道ということを想定していると思うので、このトリムコースの活動など、幅広い活動などはもう少し積極的に進めていかれるといいと思うのです。こちら団地の住民の方たちの意見を聞きながら、何かトリムコースの利用というのを考える機会をぜひ持っていただきたいと思いますが、これはいかがでしょうか。それから、シティセールス推進事業では、フェイスブック、インスタを利用されているということですが、市民の方がそこで情報を得ている効果の検証はどう判断されているのか、お伺いします。

それから、緑の基本計画についてです。今年度は1月に骨子案ということで、実際に作成し、最終的には冊子のような形になって、みんなの目に触れることになると思うのですけれども、その分の、要するに委託費と言われているものですね、それというのはもう今年度ではなくて来年度計上ということになるのか、それともあくまでも市の中でこれを全部つくられるということなのか、それをお伺いします。それから、前回緑の基本計画をつくるときは、ワークショップを何回か開いて、市民の方も参加してつくられたと思うので、今回はそうしないのかどうかをお伺いします。それから、総合計画についてです。債務負担行為ということだったので、全体に係る委託の財源というのは、今年度計上されているものの、3年間で、3倍と考えていいのかどうか、伺います。それから懇話会と審議会がつくられるということでしたが、連携はどのようになっているのか、お伺いします。

尾崎委員長

安田政策広報課長。

安田政策広報課長

田辺委員の再質問にお答え申し上げます。SNS の効果の検証という部分についてでございますけれども、効果の検証としましては、フォロワー数、それから情報がフォロワーを含めたユーザーに届くリーチ数、それから、いいねの数、こういったものを参考にして分析を行っているところでございます。フェイスブロックのフォロワー数につきましては、平成28年度末で1,031人、29年度末で1,108人、31年2月末で1,199人と順調に増えてきているというところでございます。また、28 年度のいいねの数の合計ですけれども、7,598件、29年度は6,819件と若干減りましたが、30年度は2月末時点で8,790件という形になっております。以上でございます。

尾崎委員長

平川都市計画課長。

平川都市計画課長

それでは、お答え申し上げます。ワークショップにつきましては、過去、緑の基本計画の初めての策定ということで、平成13年から14年度にかけまして8回を実施しているところでございます。今回につきましては、アンケートやパブコメのほか、同時期に計画が策定されます総合計画等もございますので、その中のワークショップで緑に関する内容につきまして、共有できる状況を所管部署と連携して市民のニーズにつきましては把握したいというふうに考えてございます。また、委託費につきましては、今回計画、31、32年度と2カ年になりますけれども、全てこちらにつきましては、職員のほうで対応したいというふうに考えております。以上であります。

尾崎委員長

橋本企画課長。

橋本企画課長

お答え申し上げます。まず、総合計画推進事業につきまして、懇話会と審議会との関係ということでございますけれども、この懇話会につきましては、いろいろな団体の方、代表の方、そして、公募市民の方で構成を予定しておりまして、まちづくりのさまざまな分野に関する意見を広く出していただくような会議体ということで考えております。ここには、これまで行った意識調査の結果であったりワークショップの結果、そういったものをお示しさせていただきながら、それらにかかわるご意見、また、それ以外のご意見も含めて広い範囲での意見の集約ということを考えております。ここで出された意見を審議会というところに持ち上げまして、審議会においては、それら意見を踏まえた今後のまちづくりの方向性ですとか、広い観点からの議論の形成ということで考えております。

次に、北広島団地イメージアップ事業のトリムコースの活用ということでのお話です。トリムコースについては、団地地区におけるその魅力資源の一つということで考えておりまして、この資源の活用ということは、非常に重要なテーマ、課題と考えております。この活用に当たっては、今ちょうど総合計画で懇話会、審議会ということで立ち上げて議論が進んでまいりますので、こうした機会の中においてもその辺の意見をいただいたりですとか、また、あわせて地域の方ですとか、そういった方々にも広くご意見をいただきながら、どのようなこの活用が図られるのか、検討していく必要があると考えております。

委託費については、総額で約900万円となっておりまして、債務負担行為ということで30年度、31年度、32年度の3カ年でお支払いをする形になりますけれども、初年度については約400万円、31年度が約300万円、そして最終年度は約200万円ということで、先方との契約となっております。

イメージアップ事業のグッズについては、当該年度で購入したものについては、基本的にいろいろなイベントで出ておりますので、そちらで全て配布をさせていただいておりま

す。

尾崎委員長

田辺委員。

田辺委員

今のイメージアップ事業の件です。グッズは大体配布したということであるならば、何か違うものを検討することも必要なのではないかと思いましたので、ぜひ検討されていただきたいと思います。

それから、トリムコースの件です。いろいろな懇話会や審議会でということでしたけれども、本当に団地の魅力の一つだと思うので、今はやっぱりとても何かもったいないなという思いをしていますので、ぜひそこは懇話会等で話題となるような、そういうことの運び方をお願いしたいと思います。それで、この懇話会は広く意見を聞く場ということですけれども、何回ぐらい予算化されているのか、審議会も含めた回数をお知らせいただきたいと思います。

それから、緑の基本計画は、市で全てつくられるということですけれども、今回台風の影響で、樹木の倒壊、倒木というのですか、ものすごい数があったかと思うのです。この検証がされて、この計画の中に生かして、要するに折れた分は少し補充する、木を増やすような方向でいくのか、その辺のところは検討の課題の中に入っているのか、お伺いします。

それから、シティセールスのフォロワーの件です。この数が多いとするのか少ないとするのかということですけれども、どちらかというとちょっと少ないかなという感じがしますので、発信の工夫などをされて、やっぱり今、話題の北広島なので、多くの方に知っていただけるような努力をしていただきたいと思います。

尾崎委員長

平川都市計画課長。

平川都市計画課長

それでは、お答え申し上げます。まず、台風被害ということでありますけれども、昨年9月4日から5日にかけた台風21号により、公園、道路、その他の市有施設で現在まで2千本以上倒木が確認されているところでございます。各管理者におきましては、支障のある倒木除去を優先して進めておりまして、今後につきましては、道路の街路樹や公園、緑地の倒木に対する復旧ということで、次期緑の基本計画策定の中でも、こちらにつきましては配慮しながら、所管部署と連携をしまして検討してまいりたいと考えてございます。以上であります。

尾崎委員長

橋本企画課長。

橋本企画課長

お答え申し上げます。総合計画推進事業における懇話会の会議の回数でございますけれども、3月下旬に設置をいたしまして、6月までの期間で今考えております。回数につきましては6回程度ということで予定をしております。以上であります。

尾崎委員長

安田政策広報課長。

安田政策広報課長

ご指摘をいただきましたSNSのフォロワーの関係でございますけれども、委員ご指摘のとおり、今後も魅力的な情報発信、多くの方により見ていただけるような工夫をして、市の魅力を伝えてまいりたいと考えております。以上です。

尾崎委員長

島崎委員。

島崎委員

私からは、まず、高等学校等生徒交通費助成事業についてお伺いします。それから、バス等利用支援事業についてと連携中枢都市圏推進事業につきましては、総務常任委員会で大まかに聞きましたので、これについては取り下げさせていただきます。

それでは、高等学校等生徒交通費助成事業についてです。この取り扱い事務について、改めて政策提言をさせていただいて実現するという中身については大まかには承知していますけれども、改めてこの対象の範囲、事業の内容等、ある程度網羅して説明していただければという部分が1つ。それから、この取り扱い事務の、要は募集、それから事務事業、これについてはどのようにするのか、お聞きしたいと思います。

尾崎委員長

橋本企画課長。

橋本企画課長

島崎委員のご質問にお答え申し上げます。高等学校等生徒交通費助成事業につきまして、生徒の対象の範囲ですとか制度の内容について、ご説明させていただきたいと思います。

まず、高等学校等のその対象につきましては、全日制や定時制などのいわゆる高等学校と呼ばれる学校のほか、高等専門学校や専修学校、特別支援学校等を想定しているところでございます。対象者数についてもご説明をさせていただきます。こちらについては、市内の中学校を卒業した現高校1年生及び2年生に現在の中学校3年生を加えた約1,800人が対象となりますけれども、本制度においては、助成額に基準額1万2千円を設定しております。実際には5割前後の生徒に対しての助成になるということを想定しております。助成額につきまして、一月の定期券の購入金額の1万2千円を超える額の4分の1を助成するという内容で考えております。こちらについては、例えば一月の定期券が1万6千円の場合、1万2千円を超える額、4千円の4分の1となる1千円を助成することになります。これを毎月通学ということで仮定しますと、年間で1万2千円の助成という形になります。また、この基準額1万2千円の設定についての考え方ですけれども、平成21年度に通学区域の見直しに伴い、石狩が1学区となっております。中学生の高校選択の機会が広がりまして、現在では約8割近い生徒が市外の高校に進学しているという実態がございます。制度設計に当たりましては、持続可能な仕組みとするために一定の基準額として、この1万2千円を設定しております。この金額につきましては、西部、大曲地区からJR北広島駅までのバス運賃とほぼ同額となっておりまして、本制度においては市外に通学する、また複数の公共交通機関を使用するなど、一定の交通費がかかる場合に支援をする仕組みとして基準額を設定しているところでございます。あと最後に、この制度に関して、今回、上限ということで1万円という金額を設定しております。1万円、こちらは一月の上限です。この上限を超えるためには、通学費で月に5万2千円を超えるときに初めて上限適用ということで出てくることになりまして、該当する事例はほとんどないということで考えておりますが、想定を超えるような遠隔地への通学が発生した際には、こうした一定の上限というものが必要ではないかというふうに考えているところでございます。最後に、事務の取り扱いに関してお答えいたします。本事業の事務につきましては、制度設計、事業周知、申請受け付け、そして支給事務、これら一連の事務については、企画課において行うこととしております。以上でございます。

尾崎委員長

島崎委員。

島崎委員

制度の内容については理解しました。その次の点の事務の取り扱いについて、これはなぜ企画で行うのか、なぜ教育部で行わないのか、教育部のほうにぜひこれはお聞きしたいんですけれども、いかがでしょうか。今、いらっしゃいませんが、ぜひ教育部のほうにお聞きしたいですね。なぜかというと、高等学校等入学準備金支給事業だとか、その他、学校等、生徒にかかわるものというのは、ほとんど教育部でやっていますよね。企画発出元

の企画でやっていただくということは趣旨としてはわかるんですけれども、いろいろな事業を企画のほうで抱えている中で、どうして企画でその事務の取り扱いをして、わざわざ忙しい思いをしなければならないのかなというふうに、非常に疑問です。取り扱い、その申請については、例えば高校生などでは、今、申請書類、スマホで写真を撮って学生証をコピーしてメールで送信するだとか、学生証のコピーを添付して企画宛てにメールするだとか、簡単なフォームをつくって、それについての問い合わせ先を本人なのか親なのかとか、非常に簡素化できるはずなんです。そのぐらいのフォームだったら僕でもできると思うんです。そういったことをどうして教育部でやらないのか、教育委員会のほうがやらないのかということを非常に疑問ですので、その点については教育委員会にお聞きしたいと思います。

尾崎委員長

今、島崎委員から教育委員会に聞きたいということでしたがまず、企画財政部長からお答えいただきます。

川村企画財政部長。

川村企画財政部長

お答え申し上げます。このたびの高等学校等生徒交通費助成事業につきましては、いわゆるまちの定住施策の一つとして、小学校、中学校、高校、大学とつながるような施策の一環として今回制度を立ち上げたものでございます。これまでにも、例えば総合戦略にかかわる出産祝金の支給等についても、当初は企画課で行い、その後他部署での対応となった事例等もございますので、今、ご質問のあった件については、ちょっと答弁をしかねるところがございます。制度のスムーズなスタートということから、当面、企画課において行うということでご提案しているところでございます。以上です。

尾崎委員長

島崎委員。

島崎委員

これは初年度ということもありますので、企画で忙しい思いをされているという感じはするのですが、同じ庁内のことですし、その辺、スムーズに横の連携でできないということが非常に疑問であります。かねてから、教育の所管に関しては、高等学校以上になると教育委員会で取り扱わないような雰囲気を非常に感じます。子育て支援だとか、大学生というのは、これも子育て支援のうちですけれども、これも教育の範疇だと思うのです。これは企画に話すのは非常に心苦しいところでありますが、聞いていると思いますので、教育委員会でも、ぜひこの取り扱いについて、事務をやっていただくよう、簡素化してでき

る仕事だと思いますので、その辺をお話しして、この点についての見解は結構ですので、ぜひ庁内でもんでいただきたいというふうに思います。以上です。

尾崎委員長

永井委員。

永井委員

今、島崎委員から高等学校の交通費助成のことで質問がありましたが、もう少し聞きたいことがありますので、重ねて質問いたします。支給時期や所得制限のことのお答えをもらっていなかったかと思うのですけれども、そちらはどのように設定されておりますでしょうか。

もう1つが、予算書73ページ、附属資料45ページの連携中枢都市圏推進事業です。こちらは総務常任委員会で審議されておりますけれども、事業費の使途詳細39万7千円について詳細を伺います。

尾崎委員長

橋本企画課長。

橋本企画課長

永井委員のご質問にお答え申し上げます。まず、高等学校等生徒交通費助成事業について、支給時期につきましては、現在、制度の要綱等を作成している途中ではございますけれども、申請については、保護者の負担とならないような形で考えておりまして、申請については、年明け前後ぐらいに申請をいただいて、3月に支給するというようなスキームを考えております。また、所得制限については、こちらの制度においては考えていない、検討していないところでございます。

次に、連携中枢都市圏推進事業における事業費の使途についてということで、本事業では、約40万円の予算案を計上させていただいております。その内訳といたしましては、これまで地域交流事業で予算を措置していました厚別区、江別市との交流事業であります森林浴ウォーキング交流会における記念品、この2万円を札幌市との連携事業に位置づけとなることから本推進事業において計上しているところでございます。このほか、担当者の会議等への参加、また、首都圏イベントへの参加に伴う旅費として13万3千円、ジュニアコンサート事業に係るバス借上費用として24万4千円を計上しているところでございます。以上であります。

尾崎委員長

永井委員。

永井委員

高校生の交通費助成に関してなんですけれども、今回新しく始めるということで、1万2千円とか4分の1の助成というように設定されております。今後の話になるのですけれども、例えば、札幌市ですと月額1万3千円から2分の1の助成というように拡大というか、北広島市よりも幅が広くとられているのかなと思いますし、また、隣の南幌町でも、町外の下宿とか、あと寮とかに居住している生徒、あるいは車の送迎とか自転車で通学している生徒への助成もされているということで、今後、このように拡大の方向にも向けていただきたいと思いますけれども、そちらについて見解を伺います。

連携中枢都市圏関連ですけれども、こちらはいろいろこれまでやってきていた江別や厚別との交流事業への予算などということで、これ自体が国の2014年に制定された、まち・ひと・しごと創生法に基づいて行われている事業であると思います。この連携市町村に対しては一律1,500万円の特別交付金しか出されず、札幌など中心地となる都市には億単位での国からの交付金が出るということで、この格差自体が私たちは問題ではないかなと考えておりますが、そちらについての見解がありましたら伺います。

尾崎委員長

暫時休憩いたします。

休　憩　　午前11時15分
再　開　　午前11時16分

尾崎委員長

休憩を解き、再開いたします。

橋本企画課長。

橋本企画課長

永井委員のご質問にお答えいたします。連携中枢都市圏推進事業におけるご質問について、まずお答えさせていただきます。厚別区、江別市との交流事業につきましては、総合戦略ということでの位置づけの事業ではありませんで、それ以前より厚別区、江別市との近隣市交流という形で進めてきた事業になっております。ご質問のありました国からの交付金、連携自治体が1,500万円、そして札幌市においては普通交付税ということで億の金額が予定されておりますけれども、まず、この連携中枢都市圏の枠組みが中核都市ですとか札幌市、そういった都市が中心都市として圏域の自治体と一緒に圏域における経済成長であったり、人口減少への対応であったり、さまざまな分野の取り組みについて、今回で言いますと、札幌市が中心となって進めるというような事業となっております。そうした

こともございまして、事業費の多くは札幌市が負担するというようなスキームにもなっておりますので、国からの交付金についても、中心市と連携都市、本市を含む連携都市については交付額において一定の差があるということで認識をしております。

尾崎委員長

川村企画財政部長。

川村企画財政部長

お答え申し上げます。通学費助成の今後の見通しという話の中では、他市の事例も、永井委員がおっしゃったように私どもは承知しております。その上で、今回の助成事業の大きな目的といたしましては、例えば、当市では今回の子育て世代包括支援センターの設立に伴い小中学校の医療費のこれまでの助成であったり、大学生に対しては引っ越しの助成ですとか、昨年度、奨学金の返済、これも30人程度のお申し込みがあります。ただ一方で、高校生に対するいわゆるそうした支援というのが、やはり欠落しているところがございまして、皆様にご議論いただいた中で、今回、高校生にフォーカスをして、今回まずこの事業をスタートさせるというところでございます。今後、申請方法も、先ほど島崎委員からありましたが、インターネット等を使って非常に簡素化して申し込める方法はないかというのも他部署とも今やっておりますので、まずは制度のスタートを見た上で、今後のいわゆる申請状況も踏まえて、今後については、慎重に検討していきたいと、いわゆる持続可能な制度にしたいと考えておりますので、その辺については1年間の推移を見てからというふうに考えております。以上でございます。

尾崎委員長

永井委員。

永井委員

高校生の通学費助成ですけれども、支給時期が先ほど課長のほうからは3月中には支給するように申請のほうも受けていきたいということでありましたので、今後は、今年度からでしたでしょうか、中学生の入学準備金の前倒しなども実際に市のほうでは進めてくださいましたので、そのような形で3月末のいろいろお金がかかる時期ではなく、前倒しということも考えていっていただきたいと思いますが、見解がありましたら伺います。

また、連携中枢都市圏ですけれども、札幌市が中心となって事業を進めるということ自体が一極集中型、総務常任委員会でも伝えましたけれども、どうしても札幌市中心になってしまうのではないかという懸念がやはりありますので、そちらは札幌市が中心となってやるから交付金についてもしようがないではなく、北広島市としてできることは何かということを、よくよく考えて取り組んでいっていただきたいと思いますが、繰り返しの答弁

になってしまうかと思いますけれども、もし見解がありましたら伺います。

尾崎委員長

橋本企画課長。

橋本企画課長

委員のご質問にお答え申し上げます。高等学校等生徒交通費助成事業における、その支給の時期ということのご質問ですけれども、本事業においては、実際に通学をしているという実績に基づいた支給ということを考えておりますので､できるだけ申請をいただいて、速やかに支給事務ということでつなげてまいりたいとは考えております。けれども、件数も相当数、想定しておりますので、できるだけ早く、その申請に対する支給ということは努めてまいりたいと思いますが、初年度ということもありますので、そこは慎重に事業のを進めていく必要があると考えております。

尾崎委員長

川村企画財政部長。

川村企画財政部長

連携中枢都市圏の関係でございますけれども、制度内容等については、先ほど企画課長から答弁させていただきましたが、やはり、これまでは、いろいろ言ってもやっぱり北海道の中では札幌市という、いわゆる中心都市である周りのまちとしては、そちらを中心に圏域であったり、いろいろ物事が動いてきたのは事実でございます。こういった人口減少が進む中で、圏域としての考え方をこれから考えていくに当たっては、札幌市を中心に周りが従うというわけではなく、やはり対等にそのもの自体を進めていくということに対する視点というのが、いわゆる今回の圏域の連携中枢都市、これは議会の議決も得て、これから進むことでございますので、そういった国の流れだと思っております。永井委員がおっしゃるように、そういった心配されることについては、これまでも担当者レベルの会議でも、いわゆる札幌市の事業を他市町村が行う、いわゆる言葉は適切かわかりませんが、下請的なことになるんじゃないかということについては、担当課長会議でも相当議論させていただいた上での今回の流れでございますので、今後につきましては、札幌市を中心にというか、札幌市と一緒になって、そこを進められるような施策の展開を考えてまいりたいと思っております。以上です。

尾崎委員長

山本委員。

山本委員

まず、予算書の71ページの大学連携推進事業、これを見ますと、この大学連携推進事業自体の予算が全額委託料補助金という形で大学にやっていただくという形になっているんですよね。そもそも大学連携というのは相互の協力、連携ということなんですけれども、この基本的な考え方、特に来年度の事業内容に絡めて、本市と大学が相互にやっていく事業として、どういう考え方でやっていらっしゃるのかと、市としての具体的な主体的な取り組みというものがどうなっているのかというところが、まず1つです。

それから、2つ目は、73ページの地域公共交通網形成計画推進事業です。これは、計画が推進されて、今年度から実証実験を始め取り組みが行われているわけです。今年度の取り組みの実績のところについてはある程度示されているんですけれども、重要なポイントである実証実験のところと、来年度、これを踏まえた取り組み内容はどうなっているのか。それから特に、これは私は一般質問でも取り上げましたけれども、バスの待合施設の整備について、バス事業者等に申し入れていくということも含めてお答えいただいたんですけれども、来年度、バス待合施設の整備についての取り組みはどのようになっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、3つ目は、連携中枢都市圏の推進事業です。73ページ、これは永井委員からも質問が出ましたが、私からはちょっと違う観点から質問します。今、部長のほうから札幌市との対等な関係で進めていくというように答えられたわけですけれども、総務常任委員会での話を聞きますと、例えば交通問題については、北広島市から提案したけれども札幌市に断られてしまったと言われています。ここら辺の経緯と、なぜ札幌市のほうはこのテーマを取り上げなかったのかという理由、それから他の市町村でこの交通問題を提案したところはないのかどうか、それから、各周辺市町村の主体性を発揮していくために首長会議があると、意見反映するための場として首長会議があると言われていますけれども、実際に首長会議ではどういう形で開催されたのか、議題の内容とか、それから交通問題などは話題になっているのかどうかということについてお聞かせ願いたいと思います。それと、やはり前回の、これまでの広域圏組合をやめて連携中枢都市圏推進事業になった最大の大きなポイントは、これまでは組合として連携してやってきたものが、今度は札幌市と各市町村との1対1の契約関係になっていくということなんです。これは1対1で、特に札幌市が非常にメガロポリスということで大きい都市で、周辺都市は比較的人口面でも財政面でも格差があるという中で、1対1では有効な対話はできないのではないかというように考えているんです。そういう意味では、札幌市以外の市町村で連絡調整を行うような場を設けて、例えば先ほど言ったような共通の課題については取り上げてもらうような対策を練るとか、そういう形での連携調整の場が必要ではないかと思いますけれども、そこについての考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、ボールパーク推進事業、75ページです。これは来年度の事業内容についてお示しいただきたいと思います。次に、205ページの公債費は、先ほどの歳入でも市債が非常に

増加してきているということですが、市債増加での公債費の今後の見通し、特に公債費がピークになるのは何年ぐらいなのか、どれぐらいの額が公債費として見込まれてくるのかお聞かせ願いたいと思います。

次に、高等学校等生徒交通費助成事業については、先ほど島崎委員のほうから総括的な質問がされ、事業内容についてはわかったのですけれども、1 つ伺います。事業の制度設計は、1 万 2 千円を超えた分の 4 分の 1 を助成するという形で実際に 5 割の方を見込んでいるということです。大曲から北広島駅経由で来られる方は、かなりそういう意味では、助成の対象になると思うんですけれども、北広島駅を起点として、実際の高校生が通っている札幌の高校を見たときに、どの程度この助成金の恩恵があるのかというあたりは、制度設計をやったときに検討されているのかと。具体的に北広島駅から札幌までの JR の高校生の定期券というのは、一月 8 千何がしなんですよね。それから、地下鉄に乗りかえて 4～5 千円というような中身なんですよね、1 区間ですと。そうなると、1 万 2 千円を超えた分の、例えば仮に 1 万 4 千円だとしても、そのうちの超えた分の 2 千円の 4 分の 1 となると 500 円ぐらいにしかならないと。これを申請して、先ほど簡素化して申請するとは言っていますけれども、この 500 円の補助金をいただくという形での事務作業なり補助制度を受ける手間というのが、本当に高校生の交通費助成の効果としてどうなのかと考えます。そういう意味で、1 万 2 千円の根拠も含めて、それから、1 万 2 千円を超える 4 分の 1 という制度設計について、もう一度、きちんと実際の高校生の実態を踏まえて実施するのかどうかというところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

尾崎委員長

佐藤財政課長。

佐藤財政課長

山本委員のご質問にお答え申し上げます。公債費の関係でございます。公債費の今後の見通しでございますけれども、平成 31 年度の普通会計ベースの公債費につきましては、平成 30 年度決算見込み額から約 9,300 万円増の 22 億 7,400 万円を見込んでおりまして、こちらは平成 27 年度に借り入れた第 6 期最終処分場造成事業債、こちらの本格償還が始まったことなどの要因により公債費が増加しているところでございます。今後の見通しとしましては、ボールパーク関係を考慮しないで想定しますと、庁舎建設に係るに市債の償還につきまして、平成 31 年度は 1,900 万円を見込んでいますけれども、平成 33 年度には 1 億 9,200 万円と、本格的な償還が始まります。次の年の平成 34 年度にはピークを迎え、公債費の全体額は約 25 億 4,000 万円ほどとなりまして、その後は緩やかに減少していくものと想定しておりまして、こちらは財政運営指針のときに推計した数字と大体合っているというように考えております。これにボールパーク構想に係る公債費が乗ってくるんですけれども、平成 31 年度当初予算計上しましたボールパーク構想に向けたインフラの本格実施に

伴う市債 11 億円の償還につきましては、平成 35 年度から本格的に始まり、平成 35 年度は約 7 千万円増、平成 37 年度には 1 億 4 千万円の増を、平成 31 年度の借り入れの市債で見込んでおります。今後も事業の進捗状況に応じて市債の借り入れは行っていくんですけども、ボールパーク構想を含めた公債費全体なんですが、ボールパーク全体の事業費が未確定であるため、想定は難しいところではありますが、この前のボールパーク特別委員会でお示しました推計をベースにした大まかな推計では、平成 38 年度ごろまでは大体 25 億円台で推移しまして、その後は増加に転じて、平成 42 年度ごろに 27 億円ほどでピークを迎えまして、その後、減少傾向に転じるものと現状では見込んでいるところでございます。以上でございます。

尾崎委員長

柴ボールパーク推進室ボールパーク推進課長。

柴ボールパーク推進課長

それでは、私のほうから、ボールパーク構想推進事業の具体的な取り組み内容についてお答えを申し上げます。本事業につきましては、ボールパーク構想の推進のために官民一体となった機運醸成や市民理解の促進、また、北海道日本ハムファイターズとの連携による関連事業などを実施するものでございますが、取り組み内容といたしましては、科目別にご説明いたしますと、例年実施しておりますシンポジウムの開催に伴う講師謝礼、スポーツとまちづくりに関連したセミナーなどの参加に伴う旅費、応援や啓発活動に伴う懸垂幕や横断幕の作成、ボールパークに関する広報特集記事の掲載、また、PR 看板の電気料などの需用費、それと広報に係る折込手数料、市としての PR 動画作成などに係る委託料、最後に官民一体組織であるボールパーク推進期成会への交付金という形で予算を組んでいるところでございます。以上でございます。

尾崎委員長

橋本企画課長。

橋本企画課長

山本委員のご質問にお答え申し上げます。まず、大学連携推進事業につきまして、連携の基本方針、また市の主体性についてということでご質問をいただきました。この大学との連携につきましては、相互の資源を活用した連携により地域の活性化や人材育成を図ることで、市と大学がともに発展することを基本的な考え方としており、これに基づき各種連携事業に取り組んでいるところでございます。星槎道都大学とはキタヒロ軽音フェスの共催や学生の地域活動を支援する事業、こちらの事業については事業費を計上させていただき取り組みを進めているところでございますが、このほかにも広葉交流センター内のサ

テライトを活用したオレンジカフェ、認知症カフェの運営ですとか、防災講座への市の職員の派遣、また、インターンシップの受け入れ、ふるさと祭りの各種事業におけるボランティアの協力、また市の審議会等への委員として、まちづくりにご提言をいただくなど、さまざまな分野での連携を進めているところでございます。また、星槎道都大学に加え、北海学園大学とも現在、連携を進めております。平成 27 年度からは大学が有する研究成果を広く地域に還元するという趣旨のもと、地域連携講座として、まちづくりや英語の習得のコツ、コミュニティカフェですとか、市民の方も関心を持っていただけるようなテーマにおいて講演をいただいているところでございます。また、市としても大学の授業に市長、あるいは市の職員が出向きまして、まちづくりに関する講演を行うなど、双方向の取り組みを進めているところでございます。

次に、公共交通網形成計画推進事業につきまして、取り組みの実績と来年度の取り組みということでお答えいたします。まず、本年度の取り組み状況につきまして、昨年に策定した計画に基づきまして、夜間バスの実証運行ですとか、小中学校における公共交通に関する事業、団地線を運行するバスと JR との接続改善に向けたダイヤの見直し、利用促進に向けた広報紙やリーフレット等の配布、団地地区の再編に向けた専門部会の議論などを進めてきました。新年度につきましては、引き続き小中学生を対象にした学校事業に取り組むほか、地区間を結ぶ路線のニーズを把握するために、大曲地区と西の里地区の実証運行にも取り組む予定としております。このほか、現在検討を進めています団地線の再編、また、本年度実施をしました輪厚方面への夜間バスの実証運行について、協議会において議論する予定としております。なお、昨日、公共交通の活性化協議会を開催いたしまして、北広島団地線の再編についてご審議をいただき、一定の方向性についてご了承いただいたところでございます。その内容につきましては、北広島団地線については、通勤通学や買い物、通院といった利用実態を踏まえた運行体系とすることについて了承されたものでありまして、日中と朝夕の通勤通学帯の時間帯では大きく利用実態が異なることから、日中時間帯については路線の運行の形を少し変えまして、循環型にするですとか、効率的な運行体系となるような検討を進めております。また、これまでバスの運行がなかった美沢の商業施設であったり、広葉交流センターであったり、そういったところへの新たな路線の新設についても、昨日の協議会においてご報告をし、ご了解をいただいたところでございます。新年度につきましては、ダイヤ、また運賃など、さらなる詳細の検討を進めるとともに、本年秋ごろの再編を目指しまして、地域との意見交換を行い、市民の理解を得ながら、再編に必要な経費についても議会にご相談をさせていただきながら、新年度については、この事業について進めてまいりたいと考えております。

バス待合所の整備につきましては、現在、バス事業者との協議、ご相談をさせていただいているほか、札幌市のほうでよく見かける広告つきの透明なといいましょうか、箱型になっていないバス停がございますけども、その広告で建っているバス停について、その会社に問い合わせをして状況を確認するなど、そういったことを今進めておりまして、すぐ

に待合所の整備ということにはなかなか難しいところはございますが、そういう形で情報をとりながら、どういったバス待合環境の整備ができるのかについては、引き続き、検討してまいりたいと思っております。また、バス待合環境については、ソフト、ハード両面からの取り組みが必要かと思いますけれども、現在、バス事業者においては、バスロケーションシステムの導入に向けて取り組みを進めているということでのお話も伺っておりますので、この整備が進みますと、例えばスマートフォン等で、バスの今の運行の実態がわかるという形になりますので、利便性は高まっていくというように考えております。

次に、連携中枢都市圏推進事業につきまして、公共交通の問題で1つ、委員よりお話がございました。まず、公共交通に関しては、本市から札幌市に対して、この分野も連携できるのではないかということで、平成29年度だったと思いますが、お話をさせていただいております。その中において、札幌市の公共交通部門での検討ということになろうかと思いますけれども、現時点においては、そこの取り組みについては、連携事業の位置づけとしては、難しいというような解釈だというようには考えておりますけれども、現在の連携の計画ビジョンの中には乗っかってこなかったというような経緯だと思います。こちらについては、公共交通の問題は当市だけではなくて管内自治体共通の課題だと思っております。また、観光分野の取り組みもこの連携中枢都市圏の事業では進めていきますので、そうした観光客の移動という部分においても公共交通は大変重要な内容だというふうに考えておりますので、新年度に入って、この連携が実際に動き出してからは、実務者会議ということで年6回程度予定されておりますので、そうした機会を捉えて、公共交通、また、あるいはその他の分野も含めてとなりますけれども、札幌市には意見ということで述べさせていただきたいとは考えております。また、札幌市とは、この連携中枢都市圏による取り組みにかかわらず、これまでも、例えばJR上野幌駅周辺のバリアフリー化においても継続協議させていただいておりまして、この事業にかかわらず、公共交通、またその他の分野においても必要な協議というものは進めていく形になろうかと考えております。

最後に、高等学校等生徒交通費助成事業についてでありますけれども、制度設計についてのお話ということで、今回、1万2千円の基準額、そして4分の1ということで設定をしております。現在、5割前後の対象ということで想定しておりますが、こちらについては、各学校の生徒がどちらの高校のほうに、地区のほうに進学していくのかという傾向を調べまして、実際の通学の実態を踏まえた中での設計になっています。1万2千円の基準額によって、5割程度の生徒には対象になるのではないかと想定をしております。先ほど委員から、これによる計算によると、例えば月数百円という形で助成ということも、それは実態として出てくるというふうには考えておりますけれども、通年を通した12カ月ということの計算で行いますと、例えば5千円ですとか6千円、1回分の定期券のご支援にはなるのではないかと考えております。また、パブコメも、この事業は行っておりますけれども、寄せられた意見については、金額の多寡ではなくて、こうした取り組みが北広島で進められることへの後押しとなるような好意的なご意見をいただいているところでござい

ます。以上でございます。

尾崎委員長

山本委員。

山本委員

まず、公共交通網の形成計画推進事業についてです。具体的に団地線の見直しですとか待合所については取り組んでいくということなので、ぜひ、特に路線に関しては、情報を市民に逐次開示しながら、皆さんの要望が反映されるような取り組みをしていただきたいと思います。

待合所については、事業者に対する要請と同時に、札幌市のような広告つきの待合所はかなり効果があると思います。特に大曲の 36 号線方面の交通量が多いところは、広告を使った待合所については、現実的な取り組みになるのではないかと思うので、ぜひ進めていただきたいと思います。

それから、連携中枢都市圏についてなんですけれども、実際の首長会議のことについて触れられていなかったので、もう一度、首長会議の問題と、それから札幌市以外の市町村での連絡調整の会議等を行うということで、やっぱりそうした連携が必要ではないかということについて、もう一度、答弁をお願いしたいと思います。

それから、ボールパークの問題については、ボールパークの推進事業ということで、意識啓発ですとか、全体的な盛り上げるという事業が中心ですけれども、私は、1 つはボールパークの推進に当たっては、地域経済への影響についてもっと力を入れるべきだというのと、この前のボールパーク特別委員会でもお話ししたように、環境への配慮、この 2 つはもっと力を入れてやっていただきたいと思います。1 つは、地域経済の問題については、特に地場の企業がきちんと参入できる構造にするための取り組みというのをもっと行うべきだと。いろいろ聞くところによると、なかなか調査事業だとか設計事業に地場企業が参入できないというような状況も聞いております。そういう意味では、ボールパークのほうにも地場企業の採用などをきちんと申し入れていただきたいのと同時に、ボールパークに関連して地場企業が建設だけじゃなくて商業を含めて、きちんと地場の経済波及効果ができるような取り組みを今から進めていかなければならないと思いますので、その点について伺います。それから、環境との関係では、先日のボールパークの調査特別委員会のところでも、非常に進めていきたいという気持ちから、環境への配慮がややもするとおろそかになっているのではないかという懸念があります。そういう意味で、来年度、緑のまちづくり審議会とか環境審議会、そこら辺の報告あたりのスケジュールはどうなっているのか。特に 3 月 5 日に環境審議会でボールパークのことについて説明されていますけれども、その内容等についてお聞かせ願いたいと思います。

それから、高等学校の助成の問題なんですけれども、とりあえず事業を行っていくとい

うところで見ていく必要があると思いますけれども、やはり実際に補助制度を行った中で、実態がどうなのかというのをきちんと分析して、今後の制度設計の改善につなげていただきたいと思います。

尾崎委員長

橋本企画課長。

橋本企画課長

山本委員のご質問にお答えいたします。地域公共交通網形成計画事業における団地線の見直しにつきまして、昨日の会議で、一定の方向性ということでご了承いただきました。こちらは、まだ当然決定事項ではございませんで、方向性について、よしといただいたところでございまして、4 月以降になりましたら、この方向性の内容を地域の方々にもご説明をさせていただきながら、理解ということでいただきたいと考えております。この公共交通の団地線の再編に関しては、4 月、5 月、例えば地域への意見交換、説明会で終わるということは考えておりませんで、その後、実際にダイヤですとか便数ですとか、その辺が具体的に整理されていく流れになります。その上で、秋ごろの再編ということで考えておりますけども、当然、その前には再度地域に出向きまして、団地線の新たな運行体系ですとか、内容、今、循環ということでも一部考えておりますので、その辺の乗り方が全く変わる部分もございますので、そこは丁寧に地域の皆様にはあらゆる機会を通じて説明してまいりたいと考えております。

次に、連携中枢都市圏に関して、まず、首長会議につきましては、こちらは 4 月以降、新年度に入りましたら年 1 回程度ということでは開催が予定されておりまして、事業の進捗ですとか、取り組み内容について協議をするというような位置づけになります。まだ新年度、どの時点でというような具体的なスケジュールはわかりませんが、今後、そういった形で、首長が一堂に会した会議ということで進められていく予定となっております。また、札幌市以外との協議の場ということでありますけれども、実務者会議につきましては、連携する全ての自治体が参画する会議体となっておりますので、この場での議論を通して、管内の自治体とも十分意見交換、共有、協議を進めて、連携中枢都市圏について、先ほど委員から懸念の声もありましたけれども、決して札幌が中心で全ての物事が進むというような観点ではないところでの議論という形で進めてまいりたいと考えております。以上であります。

尾崎委員長

中垣ボールパーク推進室ボールパーク施設課長。

中垣ボールパーク施設課長

山本委員の質問にお答え申し上げます。ボールパーク推進事業に係る地域経済への配慮についてでございますが、今後進めてまいります建設事業に関しましては、地元企業の参入について十分配慮し、進めてまいります。以上であります。

尾崎委員長

柴ボールパーク推進室ボールパーク推進課長。

柴ボールパーク推進課長

私のほうから、今の中垣課長の説明の補足となりますが、地元企業の参入という形で、現在、商工会ですとか工業関係の団体に、ボールパークが来ることに伴って、未来に向けてそれぞれが何ができるかということで各団体へその旨投げかけているところでございます。また、もう１つのご質問にありました環境への配慮という部分につきましては、環境保全等々については、来年度以降も、議会においても報告させていただくほか、緑のまちづくり審議会、また環境審議会等各種審議会でも報告を行ってまいりたいと考えております。最後、前回行われた環境審議会でのボールパークに関する報告内容についてでございますが、これまで行ってきました市民説明会等で報告させていただいた内容と似たような形になりますが、これまでのボールパークに関する進捗状況等についてご報告をさせていただいたところでございます。

前回の審議会で環境調査の関係もご報告させてきましたが、委員の方々からは、道路に関すること等々ご意見をいただいております。その中で行政ができること等をいろいろ意見交換をさせていただいたところでございます。報告の中では、財政に係る部分も出ておりましたが、それらも意見交換等をさせていただいたところでございます。以上でございます。

尾崎委員長

山本委員

山本委員

連携中枢都市圏推進事業とボールパーク推進事業については留保させていただいて、総括質疑に持っていきたいと思います。

尾崎委員長

稲田委員。

稲田委員

北広島団地イメージアップ事業については田辺委員が質問されましたので、重複しますので取り下げます。

市民交流広場整備事業で、予算書 69 ページ、附属資料 43 ページに、1 億 1 千万円予算がありますが、オープンの時期と、それから市民が利用するに当たってどのようなイベントなどをイメージしているか、伺います。

尾崎委員長

橋本企画課長。

橋本企画課長

ご質問にお答えいたします。まず、市民交流広場のオープンの時期でございますが、広場の開設については 2020 年度、平成 32 年度を予定しているところでございます。また、活用のイメージということになろうかと思いますけれども、こちらの市民交流広場においては、市役所に隣接する広場、位置づけとなりますので、イベントや憩いなど多様な活用ということで想定をしておりまして、その中においては、例えばフリーマーケットであったりミニコンサートであったり、人が集まり、にぎわいが出てくるようなイベント、多様なイベントということで、こちらの活用が想定できるのではないかということで考えております。以上でございます。

尾崎委員長

稲田委員。

稲田委員

例えばふるさと祭りは、病院の今そばでやっておりますけれども、ふるさと祭りだとか酒まつりだとかができる面積であるのか、それをお聞きいたします。

尾崎委員長

橋本企画課長。

橋本企画課長

お答え申し上げます。ふるさと祭りや酒まつりということで、実際にこの祭りを広場を活用して行うかどうかは実行委員会等々で判断されることだと思いますので、この場でのお答えはできませんが、想定といたしましては、庁舎の駐車場との一体的な活用ということも想定しておりますので、そういった観点で可能なイベントが検討できるのではないかと考えております。

尾崎委員長

稲田委員。

稲田委員

駐車場を利用すると面積がある程度余裕ができるということですね。それから、さきの説明会で、周囲に背の低い木を植えるというようなお話もあったんですけれども、やはり市民の憩いの場として、イベントのときだけにぎやかになるのではなく、本当に市民がコミュニケーションをとれる場所にしてほしいという思いがあります。例えば、それは北広島市の花でありますツツジを植えるとか、花というのは非常に人を呼ぶ魅力がありますので、さきに示されたのは、あずまやが2つと水のことと、あと子どもが遊ぶところという説明があったと思いますが、1億1千万円もかけるので、より人が集まってくれる場所にしたいと思いまして、そういう花だとか、そういう計画はあるかどうか伺います。そして、今5階でひな祭りをやっており、5階は女性でいっぱいです。だから、にぎわいをつくるというのはやはりいろいろな仕掛けが必要だと思いますけれども、どのように考えていらっしゃいますか。

尾崎委員長

橋本企画課長。

橋本企画課長

お答え申し上げます。市民交流広場については、地域の方であったり来庁者の方々が、そこでお休みいただいたりですとか、さまざまなイベント、そういった活用を考えております。今、委員からお話のありました植栽の部分での花ということでいいますと、そこに来られている方も目でも楽しむことができるということになろうかと思いますので、こちらについては今の委員のご意見も十分に参考にさせていただきながら、次年度の整備工事の中で検討してまいりたいと考えております。あと、多様な活用ということで、広場があっても何も活用されなければ全く意味をなしませんので、多くの方々にご活用いただけるような形で考えたいと思いますし、来年度、設置条例等も検討してまいりますが、その中においても、十分に今の視点を考慮しながら内容については固めていきたいと考えております。

尾崎委員長

暫時休憩いたします。

午後１時まで休憩といたします。

休　憩　　午後０時03分

再　開　　午後０時59分

田辺副委員長

休憩を解き、再開いたします。

引き続き質疑を続けます。

板垣委員。

板垣委員

それでは、質問させていただきますが、公共施設等総合管理計画については、集会所についてですので、別途質問させていただきます。

地域公共交通網形成計画推進事業についてですけれども、山本委員、あるいはほかの委員の方からも質問いただきましたけれども､ちょっと細かいところでお伺いをいたします。団地線の再編については、大変住民としてありがたいことで、再編案の一つとして循環型を考えるということだったんですけれども、これは山手町４丁目終点から駅までのところを、今までは通っていなかったところを通るというような循環型にするということだと思います。その場合、地域からも質問、意見、要望があったかと思いますけれども、あそこにやはり１カ所ないしは数カ所のバス停もあわせて設置していただければ、なお利便性が高まるのではないかなというように思いますが、その点についても計画の中に入っているのでしょうか。それから、商業施設のほうに迂回する場合、新たなバス停が必要かと思いますけれども、設置する場合には、その費用等についてはどういう形になるか、お伺いいたします。それから、バス待合についてですけれども、山本委員からの質問にもありましたけれども、大曲のバス停、36号線沿いの現在北海道新聞の販売所さんの隣がバス停になっていますけれども、あそこには、かつてはタクシー事業者さんの建屋があった場所を使わせていただいて、そこがなくなったので、更地になっていす。けれども、冬場は特に大変寒い中、多くの方がバスを待っています。あの場所の例えば１区画を借り受け、民地の借り受けたところにバスの待合所を設置することなどができないのか、ぜひその点を検討していただきたいので、お伺いをいたします。

田辺副委員長

暫時休憩します。

休　憩　　午後 1 時 02 分

再　開　　午後 1 時 03 分

田辺副委員長

休憩を解き、再開します。

橋本企画課長。

橋本企画課長

板垣委員のご質問にお答えいたします。北広島団地線の再編後、今の方向性ということで出ている部分につきまして、今回、新設路線ということも考えております。美沢の商業施設ですとか、広葉交流センターを経由するルートも考えておりまして、そういった新たな路線においては、新設のバス停ということは、当然検討しなければいけない部分だと思っておりますし、既存の団地線の中においても、現在、具体的に新設するバス停ということでの議論、具体的なところは進んでおりませんが、専門部会の中において、団地線の中におけるバス停のあり方も含めて議論してまいりたいということで考えております。そして費用負担につきましては、バス停新設ということになりますとバス停に係る費用というものが当然かかってくるわけですが、これら費用については、事業者との調整を進めながら、今回、基本的には、市の活性化協議会で議論をした内容を市としてその方向性を踏まえて決定していくような流れだと考えておりますので、これら費用については、事業者とも協議しながら、市として設置を進めていきたいと考えております。次に、バス待合所につきまして、大曲のバス待合環境につきましては、以前も箱形のバス停というのはございましたけれども、どのような配置によって、利用者の利便性、待合環境の向上につながるのかということの観点も含めて検討しなければならないと思っておりまして、先ほど山本委員のご質問にもありましたが、札幌市で設置しているような形状、広告をもらって設置するような形状も含めて、その件については事業者とも協議させていただきながら、あの場所にどういう形が一番望ましいのか、そういった観点で検討していきたいと考えています。

田辺副委員長

板垣委員。

板垣委員

費用負担についてですけれども、特に団地線については、もう既に何年も 400 万円とか

800 万円の年間補助をしているわけですから、その点を十分考慮していただいて、過度な市の負担だとか市民負担にならないように適切な対応をぜひよろしくお願いいたします。

田辺副委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

それでは、私のほうから幾つか質問させていただきます。予算書 73 ページ、附属資料 41 ページ、地域公共交通網形成計画推進事業について質問します。実証運行が行われましたが、その運行の状況ですとか今後については、代表質問や午前の答弁でも確認できました。この実証運行が行われた周知については、沿線地域の町内会の回覧板やホームページ、ポスター掲示などで行われたと認識していますが、実際やはりその情報をキャッチできなかったという対象世帯の家庭の声を伺っています。やはり実証運行を知っていたら乗せたかったということで、伝わっていない対象世帯があったということです。この実証運行の情報を伝えた学生の方にも、私は何人かに声をかけたのですが、バス事業者のインターネットの時刻検索に載っていないので本当に走るのかという確認をされました。私もそれを聞いて確認したところ、バス事業者の時刻検索にはやっぱり載っていなくて、利用する世代の皆さんは、やはりスマートフォンなどで検索して確認して乗るという生活スタイルなので、そういう対応は必要ではないかと思いました。年末年始などのダイヤ変更は事業者はきちんと時刻検索に反映して発信していますので、こうした情報の発信を市からの配布物やホームページ以外にも事業者との運行する協議の中で話し合われなかったのかについて、まず伺います。

そして、次に高等学校等生徒交通費助成事業について伺います。ページ数は割愛します。これについては、午前のお答えの中でも定期購入に対しての助成ということで伺いましたが、実際西部地区に住んでいる方は、定期券を買う場合の通学範囲となると、やっぱり市内の高校がエリアとしては限度なのです。それは、大曲の始発が、竹山を通ってくるバスが 7 時半ごろが始発なのです。となると、結局、帰りはバスに乗れたとしても、朝が通えないから、実際、市外の高校などに通うお子さんのいる家庭は自家用送迎をしているケースがほとんどなのですが、自家用車送迎をしている家庭に対してこの事業は対象になるのかどうか確認させてください。

次に、バス利用支援事業について伺います。これは、団地完結路線、市内完結路線のバス利用者の助成と、あと運転免許自主返納の助成についてです。まず団地線へのバス利用支援としての沿線以外の地域の方からの要望や意見など、私も聞くのですが、市には寄せられている要望や意見などはあったのか、あれば、どのような声が寄せられていたのかについて伺います。

それから、市民交流広場整備事業について伺います。予算書 69 ページ、附属資料 43 ペ

ージです。この交流広場が予定されている地域についてここで聞くのが適切ではないかもしれませんが、伺います。市で配布している洪水ハザードマップでは、この広場のエリアは、ぎりぎり色がつくかつかないかのエリアですが、ここに整備されるあずまややベンチなどあるかと思うのですが、災害時に救助用品が収納される機能がついている、炊き出しが出るかまどになる仕組みのものとか、あと、そのときに災害の水がついたときに使えるゴムボートなど防災機能を備えたものを整備を検討するという過程はあったのか、伺います。

田辺副委員長

橋本企画課長。

橋本企画課長

鶴谷委員のご質問にお答え申し上げます。まず、地域公共交通網形成計画推進事業における市民への周知につきましては、委員からも少しお話がございましたけれども、今般の事業においては、市の広報紙やホームページをはじめ、町内会回覧でのご案内、また公共施設へのチラシ等の掲示、また新聞を活用した情報発信、また中央バスにご協力をいただき、バス車内に掲示をするなど、さまざまな機会を捉えて実施をしてまいりました。今委員からお話がありましたように、情報が届いていないご家庭もあるということのお話もございましたが、来年度も他の地区において実証運行を予定しておりますので、今の委員お話のあった部分も十分踏まえながら、またバス事業者とも連携をとりながら、実証運行ですので、正規のダイヤに載せるというのはなかなか難しいかもしれませんが、可能な限り市民の方に周知が行き届くような形での事業者との連携を含めて、十分気をつけながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、高等学校等生徒交通費助成事業につきまして、その対象ですけれども、今回の事業においては、公共交通機関を利用して高等学校等に通学する場合に費用の一部を助成するという内容を想定しております。委員からお話がありました送迎につきましては、その対象とはならないという形で考えております。

次に、バス利用支援事業における団地線以外地区からの市民要望ということでございますけれども、まず、この事業につきましては、市内完結路線である北広島団地線について、その運行赤字に対する補助と本事業による市民利用が増えることによる事業者の利益の増収というところを踏まえて、路線の維持、確保ということを努めております。他の地区からのご意見等については、公共交通に関する地域説明会などの際に、団地だけではなく他の地区においてもということでご意見は伺っているところでございます。

最後に、市民交流広場整備事業ですけれども、防災資機材の施設整備、保管を兼ねた施設整備ということで、現在本市においては防災センターや各地区の避難所に分散して備蓄というものを進めておりまして、この市民交流広場へのそうした保管施設の整備について

は検討していないところでございます。

田辺副委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

地域公共交通網形成計画についてですけれども、今後の実証運行の際には、今お答えいただいたようにお願いしたいと思います。子どもたちの高校、大学などの進学ですね。西部地区では、特にやはり私が聞いている範囲では、保護者が駅まで送って苫小牧のほうへ通学されている方、あとは札幌で言うと東高や西高方面にも通われている方もお子さんもいらっしゃいます。これから進路を選択していくときに、通学手段というのはやはり進路を選択の重要な情報の一つだと思います。この計画を含めて中学生の保護者や生徒に向けても情報提供していくことが必要ではないかと、そうした機会を設けることが必要ではないかと思うのですが、見解を伺います。

次に、高等学校の交通費の助成事業についてです。自家用車の場合は対象にはならないということですが、そうでしたら、この地区の先ほどの学生がいる家庭の場合ですと全く対象にはならないということで、やはりバスダイヤの充実がセットでなければ充実が図られず、広く図られないと対象の子どもたちに届かないので、この辺は今後公共交通の計画を策定していくときにもしっかり両方リンクして充実するように進めていただきたいと思います。

バス利用支援事業についての再質問です。運転免許自主返納助成事業についてですが、自主返納する高齢の皆さんは、やはり手放すことを意を決して考える方がほとんどだと思います。家庭の中で免許を持つ方が１人の場合、高齢の方お二人暮らし、１人の場合とお二人で暮らしている場合というのが多いと思いますが、やはり免許を持つ方が１人の場合は、家族の移動手段としてそれがなくなる、減ることだと思うのです。これは通院や日常の買い物などの移動を考えると移動手段がなくなるというのはとても深刻なことで、免許を持っている方１人を対象とする支援から、これは高齢の方に限ってでいいと思いますが、その家族に対しても支援することを検討してはどうかと思いますがいかがでしょうか、伺います。

市民交流広場整備事業については、今は検討していないということでわかりました。昨年、地震災害がありましたので、あった際に西部パーク、昨年完成したのですけども、そこの公園のあずまやにはこのような設備が整備されたということで、すごくいい整備方法だなと思いましたので、質問させていただきました。そして、今後、広場完成後の公用車の駐車スペースですか、今後どこに確保されるのか、それを１点確認させてください。

田辺副委員長

暫時休憩します。

休　憩　　午後１時20分

再　開　　午後１時20分

田辺副委員長

休憩を解き、再開いたします。

橋本企画課長。

橋本企画課長

ご質問にお答え申し上げます。

公共交通に関する市民への周知でございますけれども、本年度実証運行を開始し、また次年度もこの実証運行を予定しています。高校生の通学費助成という新たな制度も動かす予定でございます。

そうした中においては、やはり、今、委員からお話がありましたとおり、その対象に向けていかに情報を届けていくのかということが重要な視点ではないかと考えております。これまでもホームページですとか広報紙、想定し得る方法、手法において取り組みを進めておりますけれども、引き続き事業を実施するに当たっては、ほかの観点からの効果的な手法も十分に検討、検証しながら、皆さんに情報が行き届くような仕組みについては引き続き検証し、考えてまいりたいと思っております。

次に、バス利用支援における運転免許返納者への事業につきまして、その対象をご家庭のご家族も含めて、ご高齢の方ということでご質問いただきましたけども、本事業については、免許証を自主返納された方という制度の枠組みとなっておりまして、今、委員からお話のありましたご家族の方も含めた支援ということについては、本制度においては検討していない、考えていないというところでございます。

あと、市民交流広場、公用車の関係ですが、公用車の関係になると、また別な所管課とはなりますがお答えします。広場整備が行われ、そちらに公用車をとめられなくなった際には、本庁舎の南側に公用車が配置されることになります。

田辺副委員長

川村企画財政部長。

川村企画財政部長

交通費助成の関係での部分でございますが、先ほども企画課長から答弁させていただきましたが、このたびの制度については、一定のルールということで公共交通機関に限らせ

ていただいており、自家用車については、さまざまな各家庭の状況があることは理解しつつも、今回については該当にならないということをご理解いただきたいのと、一方で通学、通勤含めたその地域課題としての公共交通のあり方は、これまでも、長年積み重なっている課題ではございますが、公共という範囲の中で一気に解決できるような状況でもないということを理解していただきながら、今後のまちづくりの中でどのように進めていくかは、これからの課題としてしっかりと捉えていきたいと思っております。以上です。

田辺副委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

では、バス利用支援事業について、もう１点伺います。声を寄せていただいたことがあるのでお伝えしますが、北広島のシニア世代の皆さんは、ボランティア活動など市民活動がとても活発でお元気な方が多いのですが、そういうところに参加する高齢の皆さんは、ご主人や奥様に送迎してもらって参加しているという方が多く、免許返納してしまうとそういうところに参加することが難しくなってしまう、やっぱり人に乗り合いを頼むこともできないわけではないけれども、仲間とはいえ、人にお世話になるのなら、もうそういう活動もやめることを考えなければならない。あと、やはりそういうところに参加しているのは、自分たちの生きがいだから元気なうちは参加していきたいという声が寄せられています。市の事業で元気なシニア世代の皆さんの活躍を期待した事業も少なくないですし、そうした方たちの活動を支えることにつながる意味でバス利用支援の拡充を検討していただきたいと思います。バス事業者への赤字補填も必要なことだとは理解しますが、市民への支援を通して、事業者とこのバス路線を支えるという視点も持っていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

田辺副委員長

川村企画財政部長。

川村企画財政部長

まず、この運転免許返納に関しましては、実際に返納されて、窓口に手続に来られる方を見ていますと、非常に身体的な理由からというのもございますけれども、やはり年齢等から、家族との話し合いのもとに窓口に来て手続をされる。いろんな決断の中での手続というものは私も窓口でよく見ております。そういった中で、今後のいわゆる移動手段の確保ということに関しては、やはり鶴谷委員がおっしゃるように非常に大きな問題だと思いつつも、それが全て公共でそれをどこまで支えられるかということについて、おのずとやっぱり限界があろうかと思っております。こうした支援が直接そういった活動の支えにな

るかどうかその検証も含めて、さまざまな意見から角度から意見を聞き、先ほどの団地地区以外へのバス利用に関する意見も踏まえ、外出機会の確保ということに関する公共交通の考え方というのは、これからしっかり検討する必要があるかなと思っております。以上です。

田辺副委員長

ほかにありませんか。

藤田委員。

藤田委員

それでは、簡潔に6点ほどお聞きしたいと思います。

最初に、企画総務費68ページ。立地適正化計画のことしのスケジュールと市民周知はどのようにしていくのか、詳しく説明をお願いします。

それから、2点目、市民交流広場整備事業、69ページです。各委員さんからこの件は質問出ておりますが、私からは市民交流広場完成後の所管はどこになるのかということを確認をしたいと思います。

それから、3点目、ふるさと応援事業、73ページです。ふるさと納税と日ハムの連携の具体的な中身、過日のボールパークの質疑の中で、これは詳しく議論も出ましたので省略いたします。

次に、ふるさと奨学金事業、73ページです。今年度はこの事業の対象者が市民かどうか。それから、定住人口対策が期待されることから、さらなるPR方法が必要ではないかと思います。この手法をとる自治体が全国でちらほら増えてきております。また、国では大学生の奨学金で給付型というようなことが今徐々に広がりつつあるので、社会人になる学生の方に周知されると、将来的な定住人口増に期待できる施策だと思うので、今後このPR方法をどう積極的に進めていくのかも含めてお聞きします。

次に、広報活動経費（委託料）、77ページです。市のホームページのバリアフリー化において、JISのAAを目標に整備を進めてきたところでありますが、現在どこまで進んできたのか、確認を兼ねてお聞きします。

それから、広報紙発行事業、77ページです。広報北広島は新聞4紙に折り込んでおりますが、ほかに、シルバー人材センターへ委託し、新聞をとっていない方にはポスティングの両方で市民に配布しております。しかし、近年新聞購読世帯が約5割と言われ、そういった実態を考えた場合、市の広報紙の配布率の実態、それから、とっておられない方への対策等は担当課としてどう進めているのか、お聞きをします。

最後に、ページに記載がありませんが、昨年度中止したおためし移住で使用していた住宅の今後の利活用はどうするのか、お聞きしたいと思います。

田辺副委員長

橋本企画課長。

橋本企画課長

藤田委員のご質問にお答え申し上げます。立地適正化計画につきましては、本年4月の計画の公表に向け準備を進めているところでございます。本計画に基づきまして、JR北広島駅西口における民間活用による事業手法について、具体的に検討を進めていきたいと考えておりますけれども、現在のところ時期はまだ明確に決めてはおりません。新年度に入り、なるべく早い時期に民間事業者から駅西口における、例えば市場性がどうあるかですとか、どのような提案がなされる、考えられるかですとか、そういったサウンディング調査の実施について、現在実施に向けた検討作業を進めているところでございます。この調査結果を踏まえて、具体的な市としての開発のコンセプト等の取りまとめに進むということで今考えておりますけれども、その中において、市民周知については、駅西口ということで、駅の顔づくりにつながる大きな取り組みだと認識しておりますので、市民の皆様には、そういう情報がお伝えできるような機会が出てきた際には、周知については行っていく必要が当然あると考えております。ただ、具体的な時期については、今のところ明言できる状況にはありませんので、ご了承いただければと思います。

次に、市民交流広場につきましては、完成後の所管ということでのご質問ですけれども、この広場については、庁舎の駐車場との一体的な利用というような観点も踏まえて検討していきたいと考えております。

次に、ふるさと奨学金事業につきましては、今年度の対象、そしてPRということでのご質問ですけれども、今年度、平成30年度の登録者は8人となっております。昨年度は20人ぐらいおりましたので、登録の申し込み件数でいうと、少し昨年よりは少なくなっている状況にございます。PRにつきましては、これまでも市の広報紙、ホームページへの掲載ですとか、公共施設へのポスターの掲示、また近郊の大学等にもリーフレット等を配布して事業の周知を行っておりますし、日本学生支援機構のホームページにも掲載を行っておりますが、なかなか登録に結びついていない実態もあるのではないかと考えております。現在もさまざまな媒体を活用して周知しておりますけれども、そういった状況もあることから、例えば大学に対しての聞き取りであったり、委員からもお話ありましたけれども、今同様な制度を有している自治体も出てきております。そうした自治体とも意見交換する中で、効果的なその制度の周知については検討していきたいと考えております。

次に、おためし住宅の今後の利活用につきましては、おためし移住事業については昨年で事業を終了いたしまして、この住宅の利活用に関しては、まず、そもそもその住宅の立地している場所が駅にも近接しておりまして、周辺においても新たな住宅が建築されるなど、住宅需要が高い場所と考えております。また、第2種低層住宅住居専用地域ということで、小規模な店舗の活用も可能な場所です。加えて、市道南9号線沿線であり、そうし

たことからも利用価値は高いのではと考えています。市としては、土地については公共用地として活用の見込み、想定はしていないことから、現在処分する方向で整理をしているところでございます。以上でございます。

田辺副委員長

安田政策広報課長。

安田政策広報課長

藤田委員のご質問にお答え申し上げます。まず、ホームページのバリアフリー化の進捗状況についてでありますけども、障害がある方などのホームページへの操作性の確保、いわゆるバリアフリー化の取り組みでございますが、当市では、平成 29 年度より全課を対象にバリアフリー化に対応したホームページの作成研修を実施しております。また、管理者による新規のページのバリアフリー化チェック作業を行ってまいりました。平成 30 年度は、これらに加えまして、専門業者への業務委託によりまして過去分のコンテンツ約 3,500 ページのバリアフリー化を行い、2 月末に修正作業を終了しまして、対象外のページを除いた全ページのバリアフリー化が完成したところでございます。この後、3 月末までに総務省が示す手順にのっとって、アクセシビリティ試験を実施し、試験結果等の公表までを完了する予定でおります。

続きまして、広報紙の関係でございますが、広報紙の配布率につきましては、配付部数を市内の全世帯数で割るという方法で計算をいたしますと、住民票上の世帯数につきましては、世帯を分離しているというような場合もございますことから、平成 27 年度の国勢調査での世帯数で計算をしますと、2 万 3,511 世帯に対しまして、同時期の配付部数は 2 万 2,800 部ということで率に直しますと約 97%ということになっております。現在におきましても大きな差が生じていないものと考えております。また、新聞は企業等に配付されているものや 1 世帯で 2 部以上とっている場合もありますので、若干、これよりも率が下がるということは考えられますが、広報紙につきましては、市役所や出張所など、公共施設において配布していることもありますので、おおむね 90%台半ば程度の率で世帯にお届けしているものと想定しております。今後の配布率の向上対策でございますが、現在取り組んでいることは、広報紙に関する周知方法としまして、年 2 回町内会の回覧で個別の配送をしていることを周知しておりますほか、FM メイプルや広報紙、市民課の窓口にあります案内システムのディスプレーなどにより市民の皆さんへ周知を図っております。いずれにいたしましても、広報紙が届いていない世帯に対しまして、周知の回数を増やすなどを検討しまして、しっかりと周知してまいりたいと考えております。以上です。

田辺副委員長

藤田委員。

藤田委員

わかりました。ふるさと奨学金事業について再質問します。まずは、登録の人数は今説明があったのですが、学校、大学を卒業して、社会人となって、この市の補助制度を実際受けている方は今実際、いるのかどうか、いるならば何人が対象になっているかお聞きします。

それから、この制度は恐らく市内に住んで、市内企業に勤めよう、または札幌に勤める方もいるかもしれませんが、市内に勤めようという一つインセンティブ、誘因になると思うのです。市内企業が、この制度を承知しているのかどうか。特に大卒等を求人するような企業が、北広島はこんな制度があります、我が社に入社し市内に住むとこんな恩恵を受けられますということが、企業にしてみると採用活動の一つの売りになると思うのです。市の経済部から、そうした市の制度が市内企業にもきちんと伝わっているのかどうか、その実態をどうつかんでいるのか、お聞きします。

田辺副委員長

橋本企画課長。

橋本企画課長

再質問にお答えいたします。ふるさと奨学金事業につきましては、平成 29 年度に登録をいただいた方の分について、実際に支給が生じるのが平成 31 年度、来年度からとなります。29 年に登録した方は、本年度、30 年度に就職をいたしまして、奨学金の返済が始まっております。その返済の実績を踏まえて、新年度、実際に支給の手続という流れになっております。

次に、市内企業へのその周知という部分でございます。これまでは、どちらかといいますと市内の保護者ですとか、地域の方々、また学校に対しての PR というところに少し重きを置いていたところがございまして、市の広報やホームページ等でお知らせしていますので、そういった部分で、この事業を承知していただいている企業の方もいらっしゃるかもしれませんが、企業からの観点がこれまで余りなかったというところがございますので、この制度については幅広く周知に努めていきたいと思っています。

田辺副委員長

以上で企画財政部及び会計室所管の総務費及び公債費、諸支出金、予備費、継続費、債務負担行為、地方債の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休　憩　　午後 1 時 39 分

再　開　　午後 1 時 40 分

田辺副委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、総務費のうち総務管理費の一般管理費、文書費、施設管理費、車両管理費、職員研修費、職員福利厚生費、公平委員会費、まちづくり構想策定事業を除く防災費、情報管理費、情報化推進費、徴税費、選挙費、監査委員費及び職員費の質疑を行います。

大迫委員。

大迫委員

防災費に関して、2 点ご質問いたします。65 ページ、自主防災育成事業です。30 年度の決算額と比べますと、約 40 万円ほど増額をされております。災害があった翌年なので、翌年として要望をしてくる、何かとその防災関連の資機材をそろえたいと要望してくる団体が多分多いと思いますが、前年度と比べると 40 万円プラス、これだけで足りるのかどうか、お聞きいたします。

同じく 65 ページ、防災資材整備事業です。これは 30 年度から比べますと 500 万円下がっておりますが、なぜ 500 万円も下がったのかお聞きいたします。

田辺副委員長

荒川危機管理課長。

荒川危機管理課長

大迫委員のご質問にお答え申し上げます。まず、自主防災組織育成事業についてでありますが、本事業は、主に町内会、自治会などの自主防災組織が購入する防災資機材の費用の一部を助成するものであります。本事業に係る過去 3 カ年間の執行状況につきましては、平成 28 年度が 7 団体、42 万 5 千円、29 年度が 8 団体、58 万 8 千円、30 年度が 6 団体、64 万 1 千円となっており、1 団体当たりの平均助成額は約 7 万 9 千円となっているところであります。昨年 9 月に発生しました胆振東部地震の後、本事業の利用に関する相談が増加していることや、防災意識の高まりなどを勘案いたしまして、平成 31 年度につきましては計上額を約 12 団体分 100 万円に増額しているところであります。

次に、防災資機材整備事業についてであります。本事業は、市または福祉避難所となります社会福祉法人につきまして防災資機材を整備するものであります。福祉避難所につきましては、市内12カ所の施設におきまして、平成28年度から30年度までの3カ年計画で、各年度50万円分の防災資機材の整備をしてきたものであります。平成31年度につきましては、28年度以降に新たに福祉避難所となりました1施設を対象としまして、今後3カ年間で各年度50万円分の整備を行うこととして予算を計上しております。これまで計上しておりました12施設につきましては整備を終えましたことから、600万円が減額となり、結果として約500万円の計上額の減額となったものであります。以上です。

田辺副委員長

大迫委員。

大迫委員

直近の3カ年で、予算が執行されていないということですが、もし多くの団体が申請し予算がなくなってしまった場合、予算がないから、そこで打ち切るのか、早い者勝ちなのか、または補正予算をつけて執行していただけるのか教えてください。あと、防災資機材についてですが、500万円下がったのはわかりました。その避難所1カ所に対しての予算ですけれども、この避難所の整備はどんな内容で整備するかは伺います。

田辺副委員長

荒川危機管理課長。

荒川危機管理課長

それでは、再質問にお答え申し上げます。まず、自主防災組織育成事業についてでありますが、従前、本事業は先着順によるものとしておりました。平成31年度につきましては、多数の団体からの申請が想定されますことから、先着順ではなく、一定の申請期間を設定した上で、その優先順位を設定するなどの方法について現在検討をしているところであります。予算額を超過した場合の補正等につきましては、現在のところ考えてはいないところでありますが、今後の状況を見て、検討していきたいと考えております。次に、福祉避難所における防災資機材の整備事業についてでありますが、こちらにつきましては、各施設ごとに考え方が違います。例えば食べ物等に特化するですとか、車椅子発電機等というように、整備の仕方が各社会福祉法人ごとに異なりますことから一概には言えないところでありますが、原則としてハード面の整備ということでお願いをしているところであります。以上であります。

田辺副委員長

大迫委員。

大迫委員

予算を超えてしまった場合は、その申請の調整をするということですが、30年度に、既に利用した申請者が、31年度、地震があったら怖いから発電機もそろえたいといった場合、連続で使えるのか。もし予算が超過し、いろんな団体が「いっぱいやりました。」じゃあ調整しますといった場合に、前年度使っている申請者は優先度が低いのかどうか、教えてください。

田辺副委員長

荒川危機管理課長。

荒川危機管理課長

再質問にお答え申し上げます。まず、従前は前年度以前に助成を受けている団体であっても受付をしていたところであります。先ほどの答弁の繰り返しとなりますが、31年度につきましては、多数の団体から申請が想定されますことから、優先順位などの設定が必要と考えているところでありますが、詳細については、現在検討中であります。以上であります。

田辺副委員長

小田島委員。

小田島委員

予算書の208から209ページの職員費、その中の給与明細書のほうですから、ページ数としましては215ページのほうの職員手当の時間外勤務手当の関係でご質問させていただきたいと思います。今、政府も働き方改革の中で、過重労働防止の観点からいろいろな施策が展開をされておりますし、労働基準法の一部改正なども行いながら、目安時間外の規制がそれぞれ示されている状況がございます。今まで私も一般質問の中で何回か職員手当の中の時間外勤務に対する、その是正措置を求めてきたところでございますが、今回の予算の中で時間外勤務手当の年次推移がどのようになってきているのかまた、今回どのようなシーリングの考え方で予算の編成がなされているのか、お伺いします。

田辺副委員長

佐藤職員課長。

佐藤職員課長

ただいまの小田島委員のご質問にお答え申し上げます。職員手当のうち時間外勤務手当についてでありますが、ここ数年の決算額の推移と予算の推移をご説明したいと思いますが、今から4年前の平成27年度につきましては、決算額で約2億629万円でございました。その次の28年度は、およそ10％減の1億8,553万円、29年度は、さらに28年度からおよそ17％減額の1億5,272万円になっております。次に、当初予算の積算についてでありますが、平成29年度、平成30年度につきましては、時間外勤務の縮減方針でも前年比で時間数を10％減らそうという取り組みをしていることと、今申し上げました決算の推移などから、それぞれ前年の当初予算から 10％減額ということで積算をいたしました。平成 31年度の当初予算につきましては、これらを踏襲する形と実際の実績などを考慮して、前年予算比でおよそ12％減額をした上で、平成31年度につきましては3回の選挙が実施される予定となっております。選挙につきましては、選挙実施のための業務ですとか期日前投票、そして当日の投票所の事務、開票所の事務等ございまして、それぞれで時間外手当が発生いたします。こういった過去の実績等を考慮しまして、先ほど申し上げた12％減額した上でこの手当分を上積みしたところ、前年比およそ 3.1％の減額した予算となっているところであります。以上であります。

田辺副委員長

小田島委員。

小田島委員

ありがとうございます。今、決算額から見て、相当努力をされていると思います。けれども、まだまだ今年度の実績がこれから出て、やはりまだその時間外が多く出てきている状態などもあると思うのです。それで、やはり職員数が本当に厳しいというのは重々承知ですけども、恒常的な時間外にならざるを得ないような部署もまたたくさんあると思っておりまして、やはりその対策をしっかりしていかなければならないのが一つあるというふうに思います。もう1つは、地方財政計画の中で交付税の算定ですね、当初予算に対する交付税算定の中では、職員手当の時間外というのは大体給与費の 7％程度が当初の算定ということになりますと、本市でいう当初予算における算定というのが何％ぐらいになっているのか、また、これとの整合性についてはどのように理解をされているのか、お伺いしたいと思います。

田辺副委員長

福島総務部長。

福島総務部長

まず、私のほうから職員数の不足の関係につきましてご答弁申し上げます。職員につきましては、少数精鋭による効率的な行財政運営を目指しまして、事務の効率化、組織体制の見直しなどにより適正な配置に努めております。毎年人員や事務事業の状況などにつきまして各部局とヒアリングを実施しております。そういった中で人員配置を決定しているところでございます。以上でございます。

田辺副委員長

佐藤職員課長。

佐藤職員課長

給与に占めます時間外手当の割合なのですが、平成 31 年度の予算でいきますとおよそ 8.5%という状況になっております。以上であります。

田辺副委員長

小田島委員。

小田島委員

当初でも 8.5%なので少し多目かと思います。その辺は、確かに 3 回の選挙もあって、その費用がかかるということの説明がありましたので一定の理解をしたいと思いますが、いずれにしても時間外というのは、やっぱり職員の健康管理を守るということが、次の日の活力をしっかりと養うという意味では、やっぱり恒常的な慢性的なその時間外というのは極力抑えるということがあります。ぜひ縮減計画に基づくいろいろな取り決めをして、効果もかなり上がってきていると思いますので、それをしっかりと遵守していただきまして、あとは、職員の仕事に対する意識改革を含め研修等の中で強化していただければと思いますが、その考え方についてお伺いいたします。

田辺副委員長

佐藤職員課長。

佐藤職員課長

ただいま小田島委員からお話がありましたように、これまでもご指摘いただいておりますとおり、過重な時間外勤務が職員の健康に与える影響というものもございますので、少しでも時間外勤務を減らして、職員の健康に考慮するというのも私どもやっていかなければならないということで取り組んでまいりました。時間外勤務の縮減につきましては、お話にもありましたとおり、これまでの取り組みも一定の成果があったところではあります

が、今後につきましても、やはり業務の見直し、やり方の見直しもそうなのですが、ビルドの新規拡大だけではなく、逆にニーズに合わない事業のスクラップも重要ではないかと考えております。また、部内や課内での応援体制ですとか、今後、例えば夜の会議に合わせた遅出勤務も活用したり、そうした工夫をすることと、やはり一人一人の生産性を高めるということも重要だと思いますので、研修ですとか外部機関への派遣などを通じて職員の育成に努めていきたいと考えております。以上であります。

田辺副委員長

山本委員。

山本委員

私からは、防災費と職員費の質問をしたいと思いますけれども、防災費のほうは幾つか質問が出ましたので、その部分は割愛させていただきますけれども、1 つは午前の歳入のところでも私のほうから質問させていただきましたけども、国のほうでのその防災緊急対策が措置されているわけで、それについての午前の答弁では、国のメニューを活用した対策について、市としてどういう事業ができるのか検討するように財政課のほうから指示が出ているということです。今の防災対策については、かなり市内にも危険箇所が放置されているとか、独自に行わなければならない対策というのがあると思うのですけれども、市として今独自の防災・減災対策としてやらなければならないと認識している部分というのはどういう部分があるのか、お答え願いたいと思います。

それから、職員費は、今、小田島委員からも質問がありましたが、時間外の縮減については努力はされてきていると思うのです。けれども、この要因分析なのですよ。実際に来年度でいけば選挙があるということで、そういう臨時的な業務で一時的に時間外が生じるというのは考えられると思うのですけれども、この時間外勤務手当が縮減されているが、高どまりになっていると。そこで、恒常的な業務、時間外業務がある部署ですとか職員ですとか、そういう部分の割合というのはどれぐらいあるのか。そういうところに対しての手だてというのはできているのかどうか。その職員、特に恒常的に残業がある部門については、先ほど総務部長から職員数については適正に見ているとの発言ありましたが、本当に恒常的に時間外が生じているという状況では、職員の増加が必要ではないかと考えますけれども、その点についての考え方についてお示しいただきたいと思います。

田辺副委員長

荒川危機管理課長。

荒川危機管理課長

山本委員のご質問にお答え申し上げます。私からは、防災についてお答え申し上げます。

国の3カ年緊急対策についてでありますが、約160ほどのメニューがございまして、対象となるのは必ずしも市町村の事業だけではなく、都道府県であるとか国の事業に対しても交付されるものです。この160の事業のうち、現在、北広島市が実施しようとしている各事業につきまして、合致するものがございましたら財源の調整等を図ってまいりたいと考えております。また、今後の防災に対する考え方についてでありますが、まだ、昨年9月の胆振東部地震の検証を終えていないところではありますが、まずは減災・防災を含めまして、災害が発生したときの被害を最小限に食いとめること、また被災された方の安全確保が必要となりますので、防災備蓄品の整備、充実、また訓練等の充実を図ってまいりたいと考えているところであります。以上であります。

田辺副委員長

佐藤職員課長。

佐藤職員課長

山本委員のご質問にお答えをいたします。時間外勤務の関係についてでございますが、毎年度、いろんな事業、制度改正だとか新しい事業、ここ最近で言えば災害等などで時間外勤務が一定程度発生している状況になっておりますが、ここ数年の経緯で見てみますと、やはり高い頻度で行われている部署もあるのですが、だんだんと減少しているというところ、例えば昨年で1人当たりの時間数が多かった部署につきましては、おおむね今年度は減少しているところがあると。逆に昨年度それほど多くなかった部署が今年度のやはり、例えば制度改正だとか事業等によりまして増えているところがあるということで、どちらかというと、恒常的な高どまりの部署が多いというよりも、やはりその時勢その時勢で高く発生している部署も出てきているというところであります。毎年度、新年度の組織の改編に当たりましては、各部署からヒアリングを行っておりまして、必要と判断したところには、人員を配置して手当てをしているところでございます。職員の増加につきましては、やはり厳しい財政状況の中で効率的、効果的な財政運営が必要だということで、先ほど言いましたヒアリングを実施し、人員配置を決定しているというところと、私ども、ここ数年、採用の現場におりまして感じていることが、やはり少子化ですとか民間企業の採用意欲の高まりもあり、公務員志願者が年々減少しているという状況があります。特に新聞報道などでも、北海道職員の内定辞退率が6割とされており、各自治体の奪い合いが発生し、必要数の確保が難しい状況になっております。今年度も定年退職等で退職する職員の採用で、当初想定していたスケジュールのほかに、ボールパークですとか災害復興に向けた人員確保、また、試験の途中で内定辞退者が出たため、その補充などで年間を通して採用試験を実施している状況にあります。一番最新では、2月にようやく合格者が出まして、このままでは人員が埋まらないのではないかという事態までなったというところがございます。私ども、札幌圏に位置しているということと、ボールパークの効果などもあり応募自

体はたくさんの方にいただいておりますが、今話しましたように必要数の確保が難しいのと、特にこれから厳しい社会環境下で、市民に貢献できる人材の今度は質の確保が非常に難しくなってきているという実感もあります。世の中全体でも人手不足、働き手不足というように言われておりますので、人を増やすということも大事だとは思いますが、業務の見直しですとか、やはり生産性の向上というのも必要だと感じているところであります。以上です。

田辺副委員長

山本委員。

山本委員

まず、防災についてです。具体的な国の緊急対策メニューの検討は、どういうスケジュールで行っていくのかと今後の 160 のメニューの中から、具体的に市の事業を摘出する作業というのはどのような形で進めていくのかをお聞きしたいと思います。

それから、2 点目は、職員の増加についてです。なかなか人が集まらないというところでは、私どもも一貫して言っておりますけれども、今、職員の 3 分の 1 が非常勤、臨時職員で構成されているという状況で、地方公務員法の改正、自治法などの改正によって、会計年度職員の制度ができ変わっていくとは思うのですけれども、これまで市の臨時職員、非常勤職員とはいえ業務に精通している方を積極的に、やはり職員として登用していくということも考えていかなくてはならないのではないかと思います。そういう意味では、先般、総務常任委員会で会計年度職員の制度内容を聞きましたが、必ずしもこの制度改正が非常勤職員の処遇の改善につながっていくのかは非常に懸念されるところです。というのは、10 年、15 年という形で仕事についていくことができるのかなどまだ制度設計されていないようで、一定の期間を過ぎると、その部分が競争試験に変わって、その採用されるかどうかは 1 年ごとにでないとわからないという非常に不安定な状況に変わっていくことも懸念されます。そういう意味で、非常勤職員等及び臨時職員の登用について、選考試験などを活用し登用していく仕組みをぜひ検討していただきたいということと、その会計年度職員の検討については、職員が働きやすい、雇用が安定する方向で検討すべきだというように考えますので、その点についての考え方を示していただきたいと思います。

田辺副委員長

荒川危機管理課長。

荒川危機管理課長

再質問にお答え申し上げます。まず、平成 31 年度の事業につきましては、現在市が予定しております事業を進めていく中で、国の 3 カ年緊急対策に該当となる事業がございまし

たら、逐次、財源の調整を図ってまいりたいと考えているところでありますので、今のところ、新たな事業ということは考えてはいないところであります。以上であります。

田辺副委員長

佐藤職員課長。

佐藤職員課長

非正規の臨時・非常勤職員を正職員への登用についてでございますが、正職員への登用につきましては、公平性の観点もございますので、こちらにつきましては、公募の上、競争試験が適正ではないかというように考えております。会計年度任用職員の制度につきましては、総務常任委員会でも説明いたしましたが、各自治体で、臨時・非常勤の任用が曖昧な部分があり、取り扱いがばらばらなものを法律でまずきちんと決めて運用していくというところが一番大きな法改正の部分だと思います。法の改正内容ですとか、国からマニュアルが出ておりますので、しっかりその趣旨に沿った形で運用していきたいと考えております。以上です。

田辺副委員長

山本委員。

山本委員

まず、防災については、新たなメニューは考えていないということなので、国の緊急対策のメニューについて、私どもも検討しながら災害対策については、改めて要望等を行っていきたいと思っております。

職員についてですが、臨時・非常勤の職員については、やはり長い間ずっとその賃金が上がらないとか、何年も働いているのに一般職員と同じような処遇が受けられないとか、さまざまなハンディを背負っている中で働いているわけです。そうした問題について、やはりその制度設計を見ていくときに、公平性という観点だけで進めていくというのはかなり問題があるのではないかと思います。会系年度職員の制度についてぜひ検討していただきたいということで、この件については留保し、総括質疑を行いたいと思います。

田辺副委員長

ほかにありませんか。

橋本委員。

橋本委員

1点だけお伺いいたしたいと思いますが、予算書の65ページです。この防災費につきま

してお尋ねしたいと思います。一般質問等でも質問させていただいたことがございまして、防災センターの立地環境を生かしましてシティセールスや歴史の PR の場として利用する、そういったことをお話をしたことがあるのですが、このたびの予算の中にこういった前進的なものが予算に入っているのか、その点についてお伺いをいたします。

田辺副委員長

荒川危機管理課長。

荒川危機管理課長

橋本委員のご質問にお答え申し上げます。平成 31 年度の予算計上につきましては、防災センターの PR 等に係る予算は含まれていないところであります。以上です。

田辺副委員長

橋本委員。

橋本委員

防災の関係でなく企画もあると思うのです。関連するのですけれども、実は、ご承知のとおり、北広島市の動脈幹線国道 36 号線、恵庭と北広島の境にはクラーク、あるいは中山久蔵、駅逓所がございます。そして、もう 1 つは、国道 274 号線、恵庭、長沼から我がまちに入れるところには防災センターがあります。まさに、北広島市の玄関には、国道が動脈幹線で 2 つあるんです。これからボールパーク構想もございましょうけれども、横にはクラークの碑が出ていますよね、クラークの看板が。今これからボールパークができたらどうなっていくのでしょう。これクラークさんの関係だけなのか、ボールパークのキャッチセールスが、大々的に出るのか、そうした場所に防災センターがあるということなんです。そして、島崎委員もこの前質問されましたが、すぐ近くには遊水地があります。これは唯一 6 市町村の中で我がまちが主要幹線のすぐそばに遊水地があるということです。これは運動スポーツ施設もありますけれども、観光とか景観といったことも、数年前から訴えさせていただいた経過がありますので、ただ防災センターだけではなく、シティセールスの場所だという認識で私は質問しているのです。やはりそうした認識はこの場所には必要ではないのでしょうか。建物に今トイレだけが大きな看板を出していますが、寂しいですよね。そうしたことから、私は質問させていただきました。私は、船着き場も 2 回ほど、江別まで乗りましたが、すばらしいところなのです。ですから、歴史だとか、現状置かれた環境がどうなのかということにこだわっていただきたいと思います。そういうことで、双眼鏡の話もしますと、きょう見た大雪の降ったほうに、山が見えましたよね、5 階から。パノラマの写真にここは何々山、そして標高何メートルとあり、そして、防災センターは子どもたちの学習の場にもなっているのです。今のところは学習の場といっても、来ても

見るところがないような、当初の目標や、目的と違った防災センターになっていると思います。この件について、ちょっと危機管理課長のご所見をお聞きしたいと思います。

田辺副委員長

荒川危機管理課長。

荒川危機管理課長

再質問にお答え申し上げます。防災センターにつきましては、委員にご指摘をいただきましたとおり、非常に恵まれた立地条件にありますことから、より多くの市民や、利用者の方が立ち寄れる場としての活用の可能性がございます。当該センターは国の河川防災ステーションを兼ねておりますことから、敷地内への工作物の設置ですとか、また市の指定緊急避難場所にも指定されておりますことから、施設内に過度に備品などを設置することには一定の制限もございます。昨年 9 月に総合防災訓練を実施したところでありますが、このとき、札幌管区気象台の協力によりまして、一部のパネルの更新をしたところであります。最近、私も防災センターに内容の確認に行っておりますが、まだ古い情報が表示されたままのパネルですとか、経年劣化したものも見受けられますことから、平成 31 年度につきましては、関係機関などが無償供与しておりますパネルの活用ですとか、委員から何度かお話をいただいております周辺の山々の紹介パネルの作成展示などを市で行いまして、予算のかからない範囲内におきまして、展示物の更新を図ってまいりたいと考えているところであります。以上です。

田辺副委員長

橋本委員。

橋本委員

先ほど島崎委員が言いましたように、企画と教育委員会の問題がございましたよね、高校の関係で。私はそういった意味で質問いたします。防災センターは歴史とか、まず水害の歴史がある場所ですが、私が発言し、1 階の写真ができてきたのです。行政の場合は、知新の駅にそうした歴史もあるからいいということになっているのです。なかなか、防災センターまで足を運んでいく方はいないんです。防災センターでしたら、皆さん、道路縁ですから、すっと気軽に寄れる場所なのです。だからセクト主義でなく、総合行政の中で展示コーナーにおいても、これは知新の駅にあるからいいとするのではなく、防災センターはどういった位置にあり、どういった役割を果たすのか、あるいはシティセールスとして生かしてくための視点について、ぜひとも内部で協議をしてください。防災センターの立地環境のすばらしさを、最大限生かしていただくことを、今度、各部署の会議でぜひ話をして、コミュニケーションとっていただき、立地環境がすばらしい防災センターをさら

にいい施設にしていただきたいと念願しまして、発言を終わります。

田辺副委員長

ほかにありませんか。

鶴谷委員。

鶴谷委員

予算書 65 ページ、附属資料 26 ページ、防災資機材整備事業について伺います。今回、昨年の台風及び地震の災害を経て、備蓄内容の見直しや補充について、新年度の予算で予定しているものがあればお伺いします。また既に見直しをして、今年度中に整備されたものがあれば、それについてもお伺いします。

田辺副委員長

荒川危機管理課長。

荒川危機管理課長

鶴谷委員のご質問にお答え申し上げます。市では、随時、防災備蓄品整備計画の見直しを行いまして、防災資機材の整備、充実を図っているところであります。平成 31 年度につきましては、胆振東部地震に係る対応におきまして予算を補正し、段ボールベッドを購入したところであります。また、このほか消費した非常食約 3 千食、小型発電機、投光器、仕切りテントなどを購入したところであります。平成 31 年度につきましては、過去の実績を参考に予算を計上させていただいているところでありますが、実際の整備に当たりましては、胆振東部地震に係る検証の結果も勘案しまして、必要に応じ、整備する防災資機材の内容や数量の見直しを行いながら整備を進めてまいりたいと考えているところであります。以上であります。

田辺副委員長

ほかにありませんか。

藤田委員。

藤田委員

それでは、簡潔に 2 点ほどお聞きします。職員費、208 ページですが、これは昨年も聞きました。毎週水曜日のノー残業デー達成状況は現在どうなっているのか。また、有給休暇取得、政府は 70％を目標にしていますが、当市の現状はどうだったのか、お聞きをします。また、新年度に向けての対策はどうなのか、お聞きします。

2 点目は、ページに該当がないのですが、私が一般質問でも何度か質問させていただい

た災害対策における対策、いわゆるBCPでありますが、全国的に今BCPを作成する自治体が増えている中で、本市も早く整備すべきではないかという質問をして、検討しますということでありましたが、昨年の9月の地震があった段階でまだできておりませんでした。今後、このBCPのきちんとした立案といいますか、いわゆる備えあれば憂いなしでありますから、そういう面では、これは急ぐべきではないかと思いますけれども、今までは新庁舎の完成を待ってということがありました。旧庁舎では立案してもそぐわないため、新庁舎移転後というお答えでしたが、今後いつまでにどう取り組むのか、その見通しをお聞きします。

田辺副委員長

佐藤職員課長。

佐藤職員課長

藤田委員のご質問にお答え申し上げます。

まず、水曜日の一斉退庁、ノー残業デーの取り組みについてでありますが、本年、平成30年度の4月から2月末での状況で申し上げますと、一斉退庁を実施している割合は約95%ということになりまして、一斉退庁日1回当たりでいいますと、管理職ですとか消防職員を除きまして､約310名中15名程度が時間外に勤務を行ったというような計算になっております。次に、年次有給休暇の状況でありますが、政府が数値目法で定めております70%、これは、厚生労働省の就労条件総合調査というもので、常用の雇用者が30人以上の企業を対象としている調査になりますが、こちらの平成29年度の平均の取得日数が9.3日、年次有給休暇の取得率が51.1%となっております。同じ条件で本市の平成29年度の状況を出しましたところ、平均取得日数で10.1日、取得率が49.1%ということで、どちらの調査も、おおむね大体半分ぐらいというような状況になっております。年次有給休暇につきましては、これまでも職員のワークライフバランスを推進するという観点からも、庁内のパソコンを通じて呼びかけたり、部長会議を通じて取得の促進に努めてきたところです。引き続き、職場で上司が率先して有休をとって取得しやすい雰囲気づくりに努めるということと、家族の行事だとか記念日に調整が図れるよう、所属長がマネジメントするような雰囲気づくりを進めてまいりたいと考えております。以上です。

田辺副委員長

杉山総務課長。

杉山総務課長

BCP、業務継続計画の策定についてでありますが、国では業務継続計画に関して重要6要素というのを定めています。このうち、首長不在時の明確な代行順位や職員の参集体制、

それから重要な行政データのバックアップなど、既に策定して実施しているものもございますが、非常時の優先業務の選定等、今後、検討を要するものもある状況であります。策定に当たりましては、災害時における救急救命、避難対策ですとか生活支援に要する人員や体制、また、情報システムの稼働状況など、さまざまな要素が複合的に絡むことから、時期については、現時点で明言することはできませんが、北海道胆振東部地震における検証作業や地域防災計画の見直しの進行状況等を踏まえまして策定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

田辺副委員長

藤田委員。

藤田委員

わかりました。BCP に関しては、とにかく早く庁内で、庁内全体にかかわることなので早く作成をして、万全の備えをまずとっていただきたいと思いますので、これは要望にしておきます。

職員課に関してお聞きしますが、私ども議員も、かつて総務課時代に、総務課でかなりの業務を、職員に関することから全般にわたって行っており大変残業が多く、やはり総務課だけではなかなか仕事が回らないだろうということから、多くの議員が他市でもあるように職員課をつくるべきだという発言もあり、職員課が設置されました。職員課ができて、その職員課が非常に忙しくて残業の多い課に一時なっていたということがありまして、私どもが期待しているのは、やはり職員課がそういう意味では全課にわたって、1 つの働きやすさの指示系統のかなめでありますから、職員課が残業しているようではなかなか庁内がうまく回らないのだろうと思っておりました。今実態として、今年度、職員課の残業時間の状態はどうなのか、その実態についてお聞きします。

田辺副委員長

佐藤職員課長。

佐藤職員課長

ただいまの職員課の現状でございますが、藤田委員ご指摘のように、これまで職員課といえば残業が多いという部署ということで、残業の時間外の縮減を言っておきながら非常に耳の痛い状況ではあったのですが、ここ数年、私ども子育て真っ最中の職員も何人か抱えているということもありまして、仕事は、業務はいろいろとあるのですけれども、子育てなど、家庭生活とのバランスを図るということで、忙しい中でも、業務を少しずつ、これは必要なのかどうかという見直しですとか、優先順位をつけるですとか、お互いカバーしようということで無駄を省いて効率的に行う雰囲気が醸成されてきております。その結

果、恐らく平成 26 年ぐらいがピークだったと思いますが、平成 27 年度以降減少している状況になっております。なかなかほかの部署に当てはまるかどうかということはありますが、今回の事例なども示して、縮減に向けて取り組んでいきたいと考えております。以上です。

田辺副委員長

藤田委員。

藤田委員

わかりました。少しずつ改善されていることが、今の説明でわかりました。今後、職員課が庁内の課の中で異動希望が出るような、そういう人気の課になるように一生懸命頑張っていただくことを要望して終わります。

田辺副委員長

以上で総務部、監査委員事務局及び選挙管理委員会事務局所管の総務費及び職員費の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休　憩　　午後 2 時 26 分

再　開　　午後 2 時 27 分

田辺副委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に消防費の質疑を行います。

滝委員。

滝委員

それでは、1 点のみ質問させていただきます。予算書 167 ページ、消防水利設備事業についてです。市長の市制執行方針でもありましたけれども、防火水槽と消火栓の更新をされているということで、金額が 1,776 万 5 千円。この具体的な事業内容と予算の内訳についてお伺いします。

田辺副委員長

後藤消防本部警防課長。

後藤消防本部警防課長

滝委員の質問にお答えいたします。消防水利整備事業につきましては、国の消防水利の設置基準に基づき、防火水槽等消防水利の設置及び老朽化した消火栓の更新を計画的に行っているところであります。老朽化した消火栓の更新につきましては、水道の老朽管更新事業にあわせて実施をしており、平成 31 年度は山手町 5 基、新富町西 1 基、稲穂町東 2 基、大曲並木 1 基の計 9 基を予定しております。予算の内訳は水道事業への負担金として 1 基当たり 55 万円となっております。また、防火水槽につきましては、平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災では消火栓が使用できなかったことから、消火栓を補う水利として計画的に整備しているところであります。平成 31 年度は里見町 3 丁目のあざみ公園に設置を予定しております。防火水槽は、地中に約 40 トンのタンクを埋設するもので、工事は 9 月から 11 月にかけて予定しております。工事費は約 1,200 万円となっております。以上です。

田辺副委員長

滝委員。

滝委員

ありがとうございます。防火水槽、私の自宅のすぐ横にあるあざみ公園ということなので、工事期間、9 月から 11 月まで使用できなくなるのか、公園全体が利用できなくなるのかお伺いします。あと、住民、地域、町内会への周知はどのように行われるのか、お伺いします。

田辺副委員長

後藤消防本部警防課長。

後藤消防本部警防課長

再質問にお答えいたします。公園内で一部使用できない場所はありますが、遊具等に支障のない場所で工事を行いたいと思います。住民への周知は、工事が決まり次第、町内会に連絡いたします。以上です。

田辺副委員長

滝委員。

滝委員

一部ということで、ごみステーションがあったり、あと小さい子どもが夕方たくさん遊んでいたり、公園を通過する方がとても多いので、周知及び安全対策をしっかりとってい

ただきたいと思います。また、防火水槽は、消防年報によりますと、平成30年12月末で市内に86カ所あると聞いておりますけれども、あと何カ所ぐらい、設置を予定をしているのか、今後の計画を教えていただきたいと思います。

田辺副委員長

後藤消防本部警防課長。

後藤消防本部警防課長

来年度以降の工事として、32年度に新富町西1丁目、新富公園に1基、西の里南2丁目に1基を予定しています。以上です。

田辺副委員長

ほかにありませんか。

藤田委員。

藤田委員

ページ数にはありませんが、市内の公共施設、大型商業施設への救急車の正しい利用方法のPRのステッカーについてです。その掲示状況はどこまで進んだのか、新庁舎におきましては、サイン等々利用しながら、大分、市民の目につくようになりましたが、今年度どの程度広がり、来年度どの程度広がる予定か、見通しをお聞かせください。

田辺副委員長

奥田救急指令課長。

奥田救急指令課長

藤田委員のご質問にお答えいたします。救急車の適正利用をPRするステッカーについてでありますが、見やすくするために、一部レイアウトや文字の大きさなどを変更しまして、不特定多数の方が利用する市内の公共施設等に順次張りかえを依頼しているところであります。掲示状況につきましては、昨年、芸術文化ホールを加えまして、公共施設が18カ所、大型商業施設が17カ所の計35カ所となっているところでございます。今後につきましても、新たに対象となる施設ができた際には、ステッカーの掲示をお願いするとともに、引き続き広報紙や市のホームページ、街頭広報など、さまざまな機会を通じて周知、啓発に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

田辺副委員長

ほかにございませんか。

以上で消防費の質疑を終了いたします。

以上をもちまして本日予定していた審査は終了いたしました。

お諮りいたします。本日の委員会はこの程度にとどめたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

田辺副委員長

ご異議なしと認めます。本日はこれにて散会といたします。お疲れさまでした。

午後 2 時 33 分

委　員　長　尾　崎　弘　人

副 委 員 長　田　辺　優　子